

令和7年3月定例会

市民環境常任委員会会議録

招 集 月 日	令和7年3月7日(金)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 会 日 時	令和7年3月7日(金) 午前8時58分
閉 会 日 時	令和7年3月7日(金) 午後2時51分
委 員 長	羽 鳥 健
委員会出席委員	
委 員 長	羽 鳥 健
副 委 員 長	後 藤 耕 佑
委 員	大 塚 佳 之      川 崎 葉 子      藤 村 孝 志 古 山 大 輔
委員会欠席委員	なし
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 3 1 号	鴻巣市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 2 号	令和 6 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 8 号）本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 3 号	令和 6 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	原案可決
第 3 8 号	令和 7 年度鴻巣市一般会計予算本委員会に付託された部分	原案可決
第 3 9 号	令和 7 年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算	原案可決
第 4 3 号	令和 7 年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

危機管理監	沼上	勝
参事兼危機管理課長	金子	学

(市民生活部)

市民生活部長	関根	則男
市民生活部副部長	武田	昌行
参事兼国保年金課長	高橋	亮介
自治振興課長	小野田	直人
市民課長	加藤	勝美
国保年金課副参事	金子	康信

(環境経済部)

環境経済部長	高坂	清
環境経済部副部長	長澤	和弘
環境経済部副部長	渡辺	信昭
参事兼農政課長	藤村	弥
参事兼道の駅整備プロジェクト課長	福智	秀一
環境課長	田村	邦博
商工観光課長	川口	修
農業委員会事務局長	板倉	秀行
環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長	小林	弘樹
商工観光課副参事	金子	栄次

吹上支所副支所長兼地域グループリーダー	吉田	勝彦
川里支所副支所長	中越	好康
川里支所地域グループリーダー	生川	由美

書記	藤平	美由紀
書記	大谷	直樹

(開議 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

説明は終わっております。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(古山) おはようございます。

それでは、まず歳入のほうの32ページ、環境課、コウノトリ野生復帰センターの入館料について、昨年度より30万増の見込みの根拠を教えてください。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) おはようございます。お答えいたします。

---

---

---

以上です。

(古山) それでは、64ページ、環境課、コウノトリの里づくり寄附金、寄附金の内訳を伺います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) お答えいたします。令和7年度予算における寄附金は、一般、個人の方からの寄附や寄附金箱による寄附を合わせて15万円、民間企業からの寄附として50万円、またコカ・コーラボトラーズジャパン株式会社との協定による寄附として150万円が令和7年度予算の内訳とさせていただいております。

以上です。

(古山) それでは、74ページ、環境課、資源回収販売収入について、令和6年度より400万増の見込みの理由を伺います。

(環境課長) お答えいたします。

回収量の増減や資源物の買取り単価の変動などが要因としては考えられます。令和6年度につきましては、有価物の売却単価はほぼ前年度並みとなっております。歳入については対前年度比より僅かに増額しております。また、過去の実績推移も参考に今回増額の計上をさせていただいております。

以上です。

(古山) 次、74ページ、環境課、廃油リサイクル収入について、この廃油リサイクルはいいことだと思えるのですけれども、令和6年度より26万5,000円減の理由を伺います。

(環境課長) お答えします。

現在契約している業者から提示されました買取り単価が前年度より減額となったもので、減額するものです。

以上です。

(古山) 続いて、74ページ、環境課、コウノトリグッズ販売収入について、これ先ほどエコバッグが新しく販売されるということなのですからけれども、令和6年度より26万5,000円増の理由を伺います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 失礼しました。答弁の訂正をお願いいたします。

すみません。先ほど最初にいただいた質問、入館料の増というところで、申し訳ございません。グッズ販売の増額理由を答弁してしまいましたので、そこの訂正をお願いしたいと思うのですが。なので、先ほどの、申し訳ございません、グッズ販売の答弁の取消しをお願いさせていただけたらと思います。

(委員長) ただいまの発言の取消しの申出について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

引き続き答弁願います。

(暫時休憩をお願いいたしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時03分)



(開議 午前9時03分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 昨年度より30万円増の入館料の根拠についてなのですが、前回産卵のあった令和5年度の入館料の実績を反映し、令和7年度予算の積算根拠として計上させていただいております。また、令和6年度予算計上時の日平均17人に対して、ひなの誕生や放鳥等の可能性から、令和5年度実績同様、日平均27人とし、有料での開館日数年間300日として計算したところ、81万円、今回予算とさせていただいております。

以上です。

(古山) それでは、次、歳出のほうに移ります。

(何事か声あり)

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 失礼しました。令和6年度に販売している缶バッジ、クリアファイル及びアクリルキーホルダーに加え、令和7年度よりエコバッグの販売を予定し、さらなる販売の売上げを見込んでおります。

以上です。

(古山) それでは、歳出のほうに移ります。

118ページ、自治振興課、交通指導員育成指導事業について、交通指導員謝礼、令和6年度より168万3,000円増の理由を伺います。

(自治振興課長) 箕田小学校の学区変更によりまして、箕田踏切、神明1丁目第2公園付近を立哨場所として1か所増加し、43か所としたためです。

以上です。

(古山) 再質いたします。

この交通指導員なのですけれども、地域によっては多くいるところとか、少なくいるところというところはあるのですか。

(自治振興課長) 地域によって大小ございます。

以上です。

(古山) それでは、次、120ページ、自治振興課、交通安全啓発事業について、自転車乗車用ヘルメット購入費補助金、令和6年度より400万減の

理由を伺います。

（自治振興課長）令和6年度の実績を考慮しまして、600万円から200万円に見直ししました。交通事故の被害を軽減し、命を守るヘルメットの着用を促進するため、全年齢を対象に、販売協力店での割引方式により令和5年度から継続しており、6年度には鴻巣警察署と連携して、このす花まつりや、かわさとフェスティバル、びっくりひな祭りのほか、フジモールやハイワールド等で交通安全スマイルメットキャンペーンとしてヘルメット抽せん会を行いながらヘルメット着用の周知をしたり、また各イベントや市内小中学校、幼稚園、保育園の保護者へのチラシ配布、市役所本庁舎1階でブースを設けるなど、多くの方に推進を図ってまいりましたが、令和7年2月末で1,433件で、執行率約47.8%となっていることから、令和7年のほうの予算にも反映させていただいております。

以上です。

（古山）再質問で、もし足りなくなった場合、これまた組む予定はあるのかを伺います。

（自治振興課長）今のところは、そのとき……まだちょっと具体的には考えておりません。（P.20発言の訂正あり）

以上です。

（古山）次、126ページ、自治振興課、防犯灯管理事業について、防犯灯点検予定の数と点検の基準について伺います。

（自治振興課長）点検予定箇所は350本で、基準は、前回の点検から5年経過したものについて、さびや穴開き、変形の有無を調査いたします。以上です。

（古山）それでは、防犯灯設置費600万の内訳を伺います。

（自治振興課長）内訳としましては、LED灯の設置や老朽化した独立柱の撤去となります。

以上です。

（古山）それでは、130ページ、自治振興課、デマンド交通運行事業について、備品購入費、OA機器とは何か伺います。

(自治振興課長) 2025年10月にウィンドウズサポートが終了することに伴いまして、デマンド交通システムパソコンを入れ替えるものです。以上です。

(古山) それでは、142ページ、市民課、マイナンバーカード交付事業について、会計年度任用職員報酬、令和6年度より増の理由を伺います。

(市民課長) これは、会計年度任用職員の時給単価が令和6年度と比較しますと約150円アップしています。人員につきましては令和6年度と同じですが、これ単純に積み上げて計算しますと約260万円ぐらいアップになります。以上です。

(古山) それでは、144ページ、市民課、コンビニ交付事業について、コンビニ交付システム標準化移行等対応業務について詳細に伺います。

(市民課長) コンビニ交付システムというのは、今国のほうで進めている地方公共団体の業務システム、これの標準化対応のシステムではありません。ただ、コンビニ交付システムにつきましては、住民基本台帳システムとか税務のシステムと連携がありますので、そちらのほうで標準化されますので、それに伴ってコンビニ交付システムのほうも対応するという、そういう対応になっています。

以上です。

(古山) それでは、236ページ、環境課、生物多様性事業について、アライグマ捕獲業務委託料、令和6年度より219万1,000円減の理由を伺います。

(環境課長) お答えします。

入札の実績を反映しまして、令和6年度からは219万1,000円減額といたしております。なお、令和6年12月議会におきましてご承認いただきました一般会計補正予算(第6号)の債務負担行為、こちらの設定金額750万円と同額とさせていただきます。

以上です。

(古山) それでは、ちょっと再質で、このアライグマの捕獲数なのですが、減っているのか、増えているのかをお伺いいたします。

(環境課長) 年度ごとに増減というのはあるのですが、直近3年のアライグマ捕獲頭数を申し上げさせていただきますと、令和3年度193頭、令和4年度248頭、令和5年度200頭となっております。

以上です。

(古山) それでは、236ページ、環境課、コウノトリの里づくり事業、湿地環境整備業務委託料、令和6年度より101万8,000円減の理由を伺います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 令和6年度の湿地環境整備業務委託料では一部掘削及び敷きならし作業や魚道の設置などの環境づくりを実施しましたが、令和7年度では掘削や敷きならし作業はせずに、耕うんや機械除草等の管理業務が中心となるため、101万8,000円減額とさせていただきます。

以上です。

(古山) それでは、生き物調査等業務委託料、令和6年度より49万5,000円増の理由を伺います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) 生き物調査等業務委託料につきましては、調査内容等は令和6年度と特に変更はありませんが、人件費等の高騰によって49万5,000円増とさせていただきます。

以上です。

(古山) それでは、238ページの環境課、コウノトリの里づくり基金積立金についてですが、現在の積立金額を伺います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長) コウノトリの里づくり基金積立金につきましては、令和5年度の決算時という形に今のところなっていますが、令和6年3月31日現在で積立額は8,926万6,633円となります。

以上です。

(古山) 続きまして、252ページ、環境課、ごみ処理施設等整備基金積立金について、現在の積立金額と目標金額についてお伺いたします。

(環境課長) お答えします。

まず、現在の積立金額でございます。令和6年3月末現在で18億4,265万5,202円となっております。また、目標金額についてでございますが、埼玉中部環境保全組合では概算額が示されておりますが、彩北広域清掃組合につきましては清算に向けた協議が始まったばかりでございますので、費用が示されておられませんので、現時点では未定となっております。以上です。

(古山) それでは、254ページの環境課、彩北広域清掃組合負担金について、令和6年度より138万1,000円の減の理由を伺います。

(環境課長) お答えします。

構成市であります行田市と鴻巣市のごみの搬入量が減少したことによりまして減額となるものと考えております。

以上です。

(古山) 254ページ、環境課、路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て防止事業について、重点区域とはどこか、また活動内容について伺います。

(環境課長) お答えします。

まず、重点区域とはでございますが、鴻巣市路上喫煙及び空き缶等のポイ捨て並びに犬のふんの放置の防止に関する条例の第10条の規定によりまして、「市長は、環境美化の促進を図るため、特に必要があると認められる区域を環境美化重点区域として指定することができる」とございます。現在重点区域の場所ですが、主に3駅の周辺でございます。鴻巣駅につきましては東口駅前ロータリーから免許センター前まで、西口駅前ロータリーから西口の交差点まで及び駅の連絡通路でございます。北鴻巣駅については、東口駅前ロータリーから駅前交差点まで、それと西口駅前ロータリーから直近の交差点まで、それと駅のやっぱり連絡通路ということになっております。吹上駅につきましては、北口駅前ロータリーから旧中山道まで、それと南口の駅前ロータリーから直近の交差点までとやはり駅の連絡通路となっております。

また、活動内容でございますけれども、主な活動内容は、業務委託によりまして今申し上げました区域内を巡回しまして、ごみのポイ捨てや路上喫煙等の指導、また空き缶等のごみ拾いを行うものです。

以上です。

（古山）最近路上喫煙は大分減ってきたとは思うのですけれども、これの指導、先ほど指導という言葉が出たのですけれども、指導した実績等々あるのかお伺いいたします。

（環境課長）お答えします。

令和5年度実績でございますけれども、指導、注意も含めまして196件指導、注意等をさせていただいております。

以上です。

（古山）続きまして、256ページ、環境課、北本地区衛生組合負担金について、令和6年度より260万4,000円減の理由をお伺いいたします。

（環境課長）お答えします。

令和6年度から構成市町が変更したことによりまして、処理料の割合が減少しましたことから減額となっております。

以上です。

（古山）それでは、266ページ、道の駅整備プロジェクト、道の駅整備事業についてお伺いいたします。

直売農産物生産拡大体制整備支度補助金、100万減の理由を伺います。

（環境経済部参事兼道の駅整備プロジェクト課長）お答えいたします。本補助金につきましては、道の駅農産物直売所に出荷を予定する農産物の生産拡大に必要な生産施設、機械及び資材等の導入を行う市内の農業者の支援を目的として令和3年度から実施しており、今年度で4年目の事業となります。減額の理由ですが、令和3年度から令和5年度までの3年間の実績を踏まえ、100万円を減額しております。

以上です。

（古山）道の駅での農産物販売の内容について伺います。

（環境経済部参事兼道の駅整備プロジェクト課長）お答えいたします。道の駅直売所の強みとして、新鮮な地元野菜が手に入ることでありと考えております。管理運営候補者であるファーマーズ・フォレストは、他市においても複数の道の駅等を運営し、多くのノウハウを有しており、今後、近隣市の道の駅などの市場調査を実施した上で、本市道の駅の直

売所では定番を押さえ日常利用を促進するとともに、鴻巣らしさを取り入れた直売所を目指すと聞いております。

以上です。

（古山）それでは、それについてなのですが、鴻巣の有名な花は販売するのかお伺いします。

（環境経済部参事兼道の駅整備プロジェクト課長）花も販売予定でいると伺っております。

（古山）それでは、272ページ、商工観光課、商店街にぎわい促進事業について、街路灯点検業務の内容についてお伺いします。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

点検内容ですが、市が管理する街路灯の安全確保の観点から、街路灯の状態を確認するため点検を行うもので、内容といたしましては目視や打診等の点検となります。

以上です。

（古山）令和7年度の街路灯設置工事をする場所は決まっているのか伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

街路灯の設置場所予定地につきましては、旧中山道、鴻巣駅入り口交差点、こちらのちょっと北本寄りの県道上を予定しております。

以上です。

（古山）吹上にも商店街が一応中山道にあるのですけれども、こちらについての街路灯設置についての考えはないのか伺います。

（商工観光課長）今のところ、吹上地域内の商店街においては、街路灯は基本個人管理されていると伺っておりますので、今のところそのような予定はございません。

以上です。

（古山）個人で街路灯、吹上の場合、皆さん持っているのですけれども、やはりシャッター街が最近増えてきて、街路灯も消えている状態が増えてきています。商店街の方々も自分のところのを設置していて、お金も自分で払っているということをお伺いしました。その点について、今後

吹上の商店街についても整備していく考えはあるのか、再度お伺いします。

（商工観光課長）吹上地域の商店街の街路灯につきましても、特に地域からの要望は私ども具体的には伺っておりませんので、要望が上がった時点で研究課題とさせていただくつもりでございます。

以上でございます。

（古山）続いて、274ページ、商工観光課、にぎわい交流館管理運営事業について、前回ご説明ありましたが、再度業務内容を伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

事業内容といたしますと、地域食材を活用した商品の開発、提供に関する業務、産官学連携メニューの提供、物販スペースでの商品販売、市の産業振興に資する事業、交流促進に関する業務、その他として施設の運営や利用者に影響のない範囲で施設の設置目的に沿った自主事業などです。

以上です。

（古山）前回の説明で子ども食堂が入るようなことをお伺いしたと思うのですがけれども、それについてはどのようなことを聞いているかお伺いします。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

新しく指定管理者になる事業者と今調整を行っているところですが、どのような形でできるのか、また施設の目的に合ったものなのか、今調査研究し、調整中でございます。

以上でございます。

（古山）なぜこんなことを聞くかということ、以前に前回の管理しているところに子ども食堂の方がお願いしたことがあるらしいのです。そこで売上げに影響が出るからということでお断りした経緯があったらしいのです。今回子ども食堂が入るといってお話があって、その点、売上げについてもどうなのか。また、その選定の仕方、子ども食堂入りたいという人がいるのですが、何かもう決まっているような話も聞きましたので、その選定の仕方の方法も併せて聞いていくのか伺います。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

今調整中でございます、にぎわい交流館、まずは売上げを伸ばして利益をとというお話も大分お聞かせいただいておりますので、まずは子ども食堂をやる前にやることあるのではないかというお話もございますし、そこら辺はやはり早急にお答えをするのではなくて、慎重に審議を重ねて、どのようにやっていくのか指定管理者と協議してまいります。以上でございます。

(古山) では、確認ですけれども、まだ決まっていないから、これから話合いで進めていくということよろしいですか。

(商工観光課長) 提案は受けておりますけれども、そこはどのように行っていくのかは今協議、調整中でございます。以上でございます。

(古山) それでは、278ページ、商工観光課、荒川河川敷花いっぱい事業について、令和6年度より328万5,000円増の理由を伺います。

(商工観光課副参事) お答えいたします。前年度予算から増額となりました主な理由としましては、このす花まつりに向けました荒川河川敷へのポピー等花栽培委託料の増加です。これは、馬室会場と吹上会場の花栽培に係る維持管理を地元の農業者へ委託しておりますが、令和7年度予算では11月から翌年の3月分に加えまして、令和7年の4月と5月の2か月分を計上したものです。以上です。

(古山) それでは、278ページ、商工観光課、花のオアシス推進事業について、令和6年度より168万7,000円増の理由を伺います。

(商工観光課副参事) お答えいたします。前年度予算から増額となりました主な理由としましては、花のオアシス内にあります6つの花畑のうち1つを芝生化するための費用として、花のオアシス推進運営協議会への補助金額を増額しております。以上です。

(古山) それでは、280ページ、商工観光課、花かおりPR推進事業について、こちらの出演者謝礼の内訳と令和6年度より9万円減の理由を伺

います。

（商工観光課副参事）お答えいたします。

出演者謝礼の内訳ですが、イベント等における観光大使への謝礼となります。また、令和5年度の実績に基づきまして、令和7年度予算では9万円、内訳ですが、1人3万円掛ける3人分ということで計上しております。

以上です。

（古山）それでは、320ページ、危機管理課、消防水利施設管理事業について、消火栓移設費負担金の内容を伺います。

（参事兼危機管理課長）水道管の布設替えに伴う消火栓の移設は、今まで補修費負担金として計上しておりました。水道事業を担当しております水道課、それから経營業務課と協議により、令和7年度より消火栓の新設は設置費負担金、消火栓の修繕は補修費負担金、消火栓の布設替えに伴う消火栓の移設は移設費負担金として計上することとなり、来年度水道管の布設替えの箇所では消火栓が該当する箇所は8か所あるということで、8か所分を計上しております。

以上です。

（古山）それでは、320ページ、危機管理課、災害支援体制整備事業について、消耗品費、令和6年度より556万4,000円減の理由を伺います。

（参事兼危機管理課長）消耗品の減額の主な理由ですが、こちらの予算計上の内容ですが、備蓄物資の購入が主なものになっております。備蓄物資の整備は消耗品と備品購入費により計上しております。備蓄倉庫、それから防災備蓄センター等における備蓄物資は、管理運用の効率を上げるため、計画的な購入により整備しております。品目、数量等も異なりますが、令和7年度から令和9年度まではほぼ同額の整備となる予定になっておりました。そうなりますと大体そこら辺で防災備蓄センターはほぼ満タンになるような今計画で準備を進めております。そして、令和10年度以降は消耗品のうち保存期限がある食料などの購入が主なものになってまいりますので、そこからは大幅な減を見込んでおります。計画的な購入のために今年度減と計上しております。

以上です。

(古山) それでは、飲料水兼用耐震性貯水槽、これについてちょっと何なのか伺います。

(参事兼危機管理課長) こちらは、クレアこうのすの敷地内に設置しております水道管に直結しております耐震性貯水槽となります。

以上です。

(古山) これは飲用もできる水槽ということによろしいですか。

(参事兼危機管理課長) はい、そのとおりです。水道管に直結しておりまして、震動、地震の揺れに応じて遮断弁が下りて、貯水タンクとして飲料水として使えるような形を取っております。

以上です。

(古山) それでは、その飲料水兼用耐震性貯水槽点検保守委託料、令和6年度より96万3,000円増の理由を伺います。

(参事兼危機管理課長) こちらは清掃を行うのですが、公益社団法人日本水道協会の水道維持管理指針、こちらのガイドラインにより5年に1度清掃しなさいというのに基づきまして清掃を行うものです。

以上です。

(古山) それでは最後に、322ページ、危機管理課、防災行政無線管理事業について、衛星系防災行政無線施設再整備負担金について詳細に伺います。

(参事兼危機管理課長) こちらは、埼玉県が整理しております防災行政無線の衛星系の再整備になります。こちらの埼玉県防災行政無線設備は、埼玉県の本庁舎、それと県の出先機関、それから県内全ての市町村、それから防災関係機関、消防本部、そういったところに防災行政無線設備、衛星系と地上系の設備が全て配備されております。この整備に当たりまして、県が整備するものに対して市町村が整備費負担金を支払うものとなります。

以上です。

(古山) その衛星系というのは、例えばこれ停電とかなった場合には、この衛星の無線とか使えるのか伺います。

(参事兼危機管理課長) こちらの設備には、その設備専用の発電設備がございます。それに伴いまして、通常の無線、そのやり取り、ファクス、画像伝送等が途絶えた場合においても衛星通信ネットワークとして国に災害対策基本法に基づきまして報告等をしなければなりません。こういった場合でも国に直接私ども鴻巣市から、県を通じなくても国の防災部局のほうに報告するような体制が取れております。以上です。

(藤村) それでは、議案第38号 令和7年度鴻巣市一般会計予算について質問させていただきます。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時36分)

\_\_\_\_\_ ◇ \_\_\_\_\_

(開議 午前9時36分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(藤村) ごめんなさい。では、議案第38号 令和7年度鴻巣市一般会計予算について質問いたします。

(委員長) ちょっと取消しをしていただけますか。

(藤村) 先ほどの訂正をさせていただきます。

本来ですと歳入が先だったのですけれども、歳出を先に言ってしまいました。その辺おわびして訂正させてください。お願いします。

(委員長) ただいまの発言の取消しの申出について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

引き続き質疑を願います。

(藤村) それでは、議案第38号 令和7年度鴻巣市一般会計予算を質問させていただきます。

初めに、歳入から質問させていただきます。ページ数47ページ、危機管理課、自衛官募集事務委託金について伺います。この事務委託金は、本市が防衛省から委託を受け、自衛官の募集業務を行う際に行われる委託費のことで、当初予算8万円が計上されておりますが、この委託金の根拠と今までの自衛官に対しての応募などの実績について、まず伺います。

(参事兼危機管理課長) こちらは、法定受託事務として自衛官募集事務を危機管理課のほうで行っております。県内の適齢者人口、こちらが基準額となりまして、前年の入隊者数の実績評価、それから募集事務の取組等によって県内の全ての市町村で配分され、算出されております。こちら入隊の実績ですが、本市の状況は、令和5年度が5名、令和4年度が8名、令和3年度が7名となっております。

以上です。

(藤村) 続きまして、63ページ、農政課、鴻巣フラワーセンター株主配当金について伺います。

この株主配当金は、鴻巣フラワーセンターが株主に対して支払う配当金のことであり、当初予算55万2,000円が計上されておりますが、今期の収支予測と配当金額の根拠について伺います。

(環境経済部参事兼農政課長) お答えいたします。

今期の収支予想ですが、純利益を1,000万程度ということで見込んでいるというように聞いております。配当金額の根拠についてですが、現在1株当たり150円ということで配当となっております、平成23年度から配当額については変更はございません。これは、大規模修繕や設備更新に対応するための内部留保の必要性を念頭に、安定した配当ができるよう株主の理解が得られる相当額としているというように伺っております。

以上です。

（藤村）続きまして、63ページ、商工観光課、エルミ鴻巣株主配当金について伺います。

この株主配当金は、株式会社エルミ鴻巣が株主に対して支払う配当金のこと、当初予算額392万4,000円が計上されておりますが、今期の収支予測と配当金額の根拠について伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

株式会社エルミ鴻巣の収支予想につきましては、伺っているところでございますが、売上げは約4億円程度と予測されているそうです。前期同等の収支予想となっておりますので、配当金につきましてはエルミ鴻巣の株式を本市が7,848株保有しており、1株当たり500円の配当金であることから、392万4,000円となっております。

以上でございます。

（藤村）続きまして、65ページ、環境課、コウノトリの里づくり寄附金について、前任者も質問いたしました、内容が違いますので、改めて私から質問させていただきますけれども、この寄附金はコウノトリの保護や野生復帰、環境整備を目的とした活動を支援するための寄附金であると認識しており、当初予算額215万円が計上されておりますが、今後さらに寄附金を増やすような対策など、そういうのがあるのか伺います。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）寄附金を増やす対策についてとしましては、現在、寄附募集パンフレットの作成やホームページへの掲載、あるいは千葉県我孫子市で行われている全国的なジャパン・バード・フェスティバルや東京都多摩動物公園で行われるコウノトリまつりなど、県外で実施されるイベントへブースを出展し、寄附募集パンフレット等の配布をし、周知を図っております。また、市内でもコウノトリSDGsフェスティバル時に出展された企業等にもお声がけをさせていただいております。また、公民館まつりや各種イベント、天空の里施設内でも常時寄附募集のパンフレットを配布しております。また、金額的には少額となりますが、市役所、各支所、公民館やこのとりSDGsパートナー事業協力店舗等へ寄附金箱の設置を依頼し、寄附

の増額に努めております。

以上です。

(藤村) 続きまして、67ページ、環境課、コウノトリの里づくり基金繰入金について伺います。

この基金繰入金は、コウノトリの保護、野生復帰、生息環境整備を目的とした基金から特定の事業に資金を繰入れするためのものであり、基金繰入金3,070万3,000円を計上しておりますが、今後もこの里づくり事業を継続しつつ、基金繰入れ金額を少なくするための対策などの考えがあるのか伺います。

(環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長)お答えいたします。基金繰入金を少なくする対策については、現在も行っているのですが、文化庁やそのほか国や県の補助金の活用、あるいは天空の里での入館料、餌販売収入、グッズ販売収入の増額等が基金とは別に直接コウノトリ飼育施設管理運営事業に充当されるため、基金繰入金を少なくする対策を行っております。

以上です。

(藤村) 続きまして、69ページ、商工観光課、勤労者住宅資金貸付金元金収入について伺います。

この貸付金元金収入は、過去に貸し付けた勤労者向け住宅資金の返済元金として受け取る収入のことで、元金収入2,000万円を計上していますが、例えば今までに返済されないケースがあったのか、まず伺います。

(商工観光課長) お答えさせていただきます。

鴻巣市勤労者住宅資金貸付制度は、中央労働金庫に市が預託金を預け、それを元に中央労働金庫が貸付けを行う仕組みを取っております。本制度による貸付金の返済状況については、毎月中央労働金庫より報告書が提出されますが、返済されなかったケースは過去に一度もございません。現在借入れ中の勤労者を除く全ての利用者が期日までに完済している状況です。

以上でございます。

(藤村) 続きまして、69ページ、商工観光課、中小企業貸付金元金収入

について伺います。

この貸付金元金収入は、中小企業に対して過去に貸し付けた資金の元本部分の返済として受け取る収入のことで、元金収入1,210万円を計上しておりますが、これも今までに返済されないケースがあったのか伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

鴻巣市中小企業融資制度は、各金融機関に市が預託金を預け、それを元に金融機関が貸付けを行う仕組みとなっております。本制度による貸付金の返済状況について、貸付金が返済されなかったケースは、ちょっと古いケースですが、平成12年度から過去に3件ほどございます。

以上でございます。

（藤村）続きまして、71ページ、環境課、アライグマ個体分析調査業務受託事業収入について伺います。

この事業収入は、自治体や研究機関などがアライグマの個体分析調査業務を実施し、その業務委託により得た収入のことであると認識しておりますが、当初予算額56万円を計上されております。6年度の被害調査やその対策についてはどのようにされたのか、また7年度についての被害調査や対策についてはどのように考えているのか伺います。

（環境課長）お答えいたします。

まず、令和6年度の調査ですけれども、捕獲された動物の種類、それから捕獲した場所等、こういったことを調査いたしまして埼玉県へ報告することになっております。また、対策といたしまして、埼玉県アライグマ防除実施計画、こちらにのっとりまして、市民の方などからの捕獲の依頼に基づきまして、箱わなによる捕獲等を実施しております。令和7年度につきましても、6年度に引き続いて同様の調査、捕獲を実施する予定となっております。

以上です。

（藤村）続きまして、75ページ、国保年金課、介護予防と一体的な実施に係る業務委託費について伺います。

この委託金は、後期高齢者広域連合が市に支払う委託費と認識しており、当初予算額689万8,000円が計上されておりますが、その根拠について伺

います。

（市民生活部参事兼国保年金課長）内訳として、高齢者の保健事業と介護予防の一体実施を担当する市の職員の人件費、全体の企画調整を行う専門職分として580万円、補助職員分として53万4,000円、また指導に使うパンフレット類の消耗品費と案内通知等の郵券料で13万900円、令和7年度から導入する低栄養と口腔予防の委託料43万4,000円を積算根拠としています。

以上です。

（藤村）続きまして、同じく75ページ、国保年金課、後期高齢者健康教育・健康相談等補助金について伺います。

この補助金は、後期高齢者の健康維持や介護予防を目的とした健康教育や健康相談に関する事業を実施するために自治体に支給される補助金であると認識しておりますが、具体的にはどのような事業を予定しているのか伺います。

（市民生活部参事兼国保年金課長）後期高齢者の健康診査を実施した医療機関の医師が対面で健診結果を説明するとともに、生活習慣病の注意事項やフレイル予防も含めた健康教育、保健指導等を行った場合について補助が出るというものでございます。本市の場合は、健診の結果表を入れる封筒に健診結果やフレイル情報等を掲載した情報提供用封筒という形を作成いたしまして実施医療機関に配布し、説明時に活用していただいております。令和7年度も同様の実施を予定しております。

以上です。

（藤村）では、その再質問させていただきますけれども、当初予算額が602万2,000円を計上しているのですけれども、その根拠についても伺います。

（市民生活部参事兼国保年金課長）補助単価を825円、健診見込み数7,300人として積算しています。

以上です。

（委員長）ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前9時46分）



(開議 午前10時09分)

(委員長) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、自治振興課長より発言の申出がありましたので、許可をいたします。

(自治振興課長) 先ほど古山委員の質問の中で、ヘルメットの予算が不足、なくなった場合はどうするのかという質問をいただきましたけれども、状況を考慮しながら検討してまいりますという答えで訂正していただければと思います。大変失礼しました。

(委員長) 以上、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、引き続き質疑をいたします。

(藤村) 引き続きまして、歳出のほうの質問をさせていただきます。

初めに、111ページ、自治振興課、自治会活動支援事業について伺います。予算額が4,199万9,000円計上されております。事業概要として、自治会の事務負担軽減や地域活動の活性化を図るため、各自治会へ交付している自治会運営交付金及び行政推進報償金を自治会活動交付金として統合し、早期に一括して交付するということですが、その一括交付とした経緯と、それによって本市及び自治会に対するメリットなりについて、まずは伺います。

(自治振興課長) 令和3年10月に行われました市の定期監査で、今後行政推進報償金と自治会運営交付金を統合するなど検討することとご指摘を受けまして、他市の事例を調査して統合に向けて検討してまいりました。市のメリットですけれども、これまで自治会運営交付金8月と行政推進報償金2月の年2回振込事務をしておりましたが、今後は年1回になりまして、事務の軽減が図られます。また、年2回から年1回の振込となるため、振込手数料が2分の1となります。自治会のメリットとしましては、8月と2月の年2回の支給に対して、7月にまとめて支給されるため使途が広がり、地域活動の活性化が図れます。また、年2回申請書類を提出していただいておりますが、今後は年1回となり、自治

会の事務負担の軽減が図られると考えております。

以上です。

（藤村）同じく111ページ、自治振興課、集会所建設等補助事業について伺います。

事業概要といたしまして、集会施設の修理に係る補助金について、冷暖房機器の新設や更新等の少額の修繕経費を新たに補助対象に加え、地域のコミュニティー活動の促進を図りますとあり、予算額35万円を計上されておりますが、その根拠と更新などの少額の修繕経費とは具体的にどのようなものの更新なのか……

（何事か声あり）

（藤村）ごめんなさい。350万です。どのようなものの更新なのか、その詳細について伺います。

（自治振興課長）まず、350万円の内訳ですが、老朽化対策修繕200万円、これは200万円の2件分となります。また、部分的修繕90万円、これは30万円掛ける3件分、そして少額修繕60万円、これは10万円掛ける6件分の60万円となります。少額修繕を対象とした根拠としましては、エアコンの修繕の要望が未設置の自治会からあったり、また室外機の盗難に遭った自治会から要望があったためです。具体的な対象としましては、エアコンをはじめ手すりの取付け等の変更と考えております。

以上です。

（藤村）113ページ、同じく自治振興課のコミュニティーセンター管理運営事業、これ予算額が6,790万7,000円が計上されております。事業概要として、コミュニティーセンター管理運営について、民間事業者のノウハウを活用するため、新たに市民センターへ指定管理制度を導入しますとありますが、既にコミュニティーふれあいセンターや本町コミュニティーセンターでは指定管理者制度を導入しておりますが、その効果と評価についてはどのように考えておるのか伺います。

（自治振興課長）今おっしゃられたように、民間のノウハウ活用によりサービスの向上ができてまして、各種自主事業が開催され、コミュニティーふれあいセンターと本町ふれあいセンターの実績ですけれども、令和5

年度の実績は、本町コミュニティセンターが2,047人、ふれあいセンターが2,089人の参加がありまして、このような形で多くの方にご利用していただいております。

以上です。

(藤村) 続きまして、121ページ、自治振興課、交通安全啓発事業について伺います。前任者も交通安全啓発事業について質問をいたしました、内容が違いますので、質問させていただきます。

事業の概要としては、自転車乗車用ヘルメットの着用を推進することにより交通事故の被害を軽減することで、予算額が253万6,000円を計上しておりますが、その予算額の根拠と6年度現状までの実績について伺います。また、令和5年11月1日に始まり、その後ヘルメット未着用による自転車事故で負傷された方の推移がお分かりであればお答え願います。

(自治振興課長) 令和6年度の実績を考慮しまして600万円から200万円に見直ししたところですが、補助金のこれまでの経緯としまして、令和5年11月1日から令和6年3月31日までの第1弾では、11月27日に予算上限額が200万円、1,000個に達しました。令和5年12月20日から令和6年3月31日の第2弾では1,116個、予算が400万円、2,000個分、55.8%となり、そして今回の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第3弾では、2月末現在で1,433個、予算600万円、3,000個分の中で47.8%となっております。

ヘルメット未着用による自転車事故で負傷された方の推移ということですが、埼玉県警のホームページによりますと、県内における自転車事故死傷者のヘルメット着用率として、令和4年が6.4%、努力義務化となった令和5年が13.4%、令和6年が15.5%と徐々に増加しております。また、ヘルメット未着用による自転車事故の死者数ということですが、令和5年の死者数23人のうちヘルメット未着用者は23人、令和5年の19人の死者数の中でヘルメット未着用者は16人というデータがあります。

以上です。

(藤村)ヘルメット未着用による自転車事故の死傷者数もあるのですが、負傷された方というのはいらっしゃいますか。お分かりになるようだったらで結構です。

(自治振興課長)県警のホームページでは死者数だけの把握になります。以上です。

(藤村)すると、本市ではその辺は把握はされていないということでしょうか。

(自治振興課長)特にヘルメットの未着用による死者数(P.57「負傷者」に発言訂正)の把握は市ではしておりません。以上です。

(藤村)何でこんな質問をするかといいますと、ヘルメットの補助があって、ヘルメットをかぶって自転車に乗る人もだんだん増えているということで、それによつての例えば乗っていて転倒して頭をけがしてしまったりとか、そういう方がだんだん少なくなっているのかなということで、その辺のデータが知りたかったものでこのような質問をしたのですけれども、その辺の数というものは把握はされていないということでしょうか。

(自治振興課長)把握はしてございません。以上です。

(藤村)続きまして、同じく121ページの自治振興課で、A Iを活用した交通安全対策事業について伺います。

この事業は、交通事故の未然防止を図るため、A Iが予測した交通事故発生リスクの特に高い危険箇所について必要な安全対策を講じることであり、このA Iが予測した箇所において、今までにどこにどのような安全対策を講じたのか伺います。また、予算額55万円であります。A Iを活用したことによる事故の減少など、費用対効果はどの程度と考えているのか伺います。

(自治振興課長)市民等から寄せられた生活道路等の整備の要望を適正に評価するため、道路等整備箇所評価基準の加点要素としているほか、交通事故発生リスク値が高い危険箇所について、警察や道路管理者等と

協議し、必要な安全対策を講じる予定でございます。

（市民生活部副部長）すみません。そしたら、費用対効果の部分についてお答えいたします。

こちらの事業につきましては、A Iが予測した交通事故発生リスクデータを活用して安全対策を講じまして、交通事故を未然に防ぐことを目的としております。交通事故発生リスクのこのA Iアセスメントを導入したことによってどれだけ交通事故が減少したかとか、抑えられたかという、そういった判断は難しいと考えております。具体的な活用方法としましては、危険度が特に高い路線、こちらはけやき通りの17号から免許センターまでが一番高い数字になっております、実際のところは。そういったところに対して、実際に潜んでいる危険を職員が確認して対策を講じていくということとしておりますので、検証内容としましては市全体でどれだけ減少したかということではなくて、危険度が高い路線について安全対策を実施した箇所等の事故状況やリスク値の変化というのを今後確認していきたいと思っております。

以上です。

（藤村）そうしますと、ホームページに載っていると思うのですがけれども、これはあくまでも市民が見られてもいいとは思っているのですが、別にそういう目的でこのA Iを活用したということによろしいのでしょうか。

（市民生活部副部長）まず、1つとしては市の対策を講じるための活用という部分と、当然事故の発生箇所等もそのアプリケーションのほうに件数、それから内容等も示してありますので、そういった部分を自分が通るところ等を確認して、交通安全意識を高めてもらうという部分で、周知という部分でも活用しております。

（藤村）続きまして、127ページ、同じく自治振興課、地域防犯体制支援事業について伺います。

令和7年度には鴻巣駅周辺に防犯カメラ2台増設と自治会や町内会による地域防犯カメラの設置に対する補助金の創設、そして公園などへの防犯カメラ付自動販売機の導入を進めるようですが、防犯カメラの購入費

では予算額が158万4,000円となっておりますが、この規模からいうと少々予算額が少ないようにも感じるのですけれども、その額が適切であるのか、その詳細についてちょっと伺いたいと思います。

（自治振興課長）今回の令和7年7月の当初予算では、市が直接行う防犯カメラ2台分の予算となっております。今おっしゃられた住宅等防犯補助金や地域カメラの補助金は、1月の臨時議会のほうで議決させていただいて、繰越明許予算となっておりますので、今回の令和7年度の予算には反映されておられません。

以上です。

（藤村）続きまして、131ページ、同じく自治振興課の公共交通維持事業について伺います。

予算額では1億7,159万1,000円が計上されております。この事業は、地域の通勤、通学等の交通手段を確保するため、コミュニティバスの運行経費の補助を行う事業であります。近年燃料費や人件費などの高騰、そして乗務員不足などにより業務を運営する企業は大変ご苦労されていることと思われませんが、現状、企業から何かいろんな問題が出ているのか、また利用者数の推移について、6年度及び7年度ではどの程度予測されているのか伺います。

（市民生活部副部長）それでは、お答えいたします。

フラワー号の運行につきましては、運行事業者との協定に基づく赤字欠損補助の形式で実施しております。したがって、運行経費から運賃収入を差し引いた費用を市が補助金として交付しますので、物価高騰の影響分については市が負担しているという形になります。運転士不足の影響につきましては、2024年問題、時間外労働の規制により非常に厳しい状況が続いており、路線バスやコミュニティバスの減便等で対応しているとのことです。フラワー号におきましても、今後の運行継続のため、昨年4月から土曜日については休日ダイヤということで減便をしております。

利用者数の推移ですが、令和2年度に新型コロナの影響で約3割ほど大きく減少しましたが、5年度までに順調に回復しておりまして、令和元

年度の約49万人に対して、97%の約47万6,000人となっております。6年度については、4月から12月までの実績から2.5%増の48万8,000人を見込んでおります。土曜日の休日ダイヤへの変更の影響、それからそもそも現役世代の通勤、通学の減少により、これ以上なかなか増えていかないのではないかというような利用者数に近づいていることも考えられますので、7年度については6年度と同程度の伸び率、2.5%としますと大体約50万人を見込んでおります。

（藤村）この運営補助金についてなのですけれども、その運営補助金が7年度1億2,308万円計上されているのですけれども、これというのは年々上がってしまっているという理解でよろしいのでしょうか。

（市民生活部副部長）これまで当然運行経費というのは人件費とか燃料費の高騰で上がってきておりますけれども、その分利用者数もコロナで落ち込んだ分が上がっていったので、運賃収入で大分賄っていた部分もありますので、増加率というのは抑えられていたのですけれども、今後運賃収入があんまり上がっていかないとすると、補助金のほうの上昇率も上がっていくのかなというふうに考えております。

（藤村）続きまして、131ページ、同じく自治振興課のデマンド交通運行事業について伺います。

予算額が1億1,429万円が計上されております。この事業は、高齢者や障がい者等を中心に市民の日常生活の移動手段として利用者ニーズに対応しながら運行していただいておりますが、運営する企業側からは何か問題点やご苦労話などの声が上がっているのか伺います。

（市民生活部副部長）デマンド交通運行事業につきましては、このす乗合タクシーを中心に、ひなちゃんタクシーと併用して運行していくこととしております。今年度は、乗合タクシーを2台増車し、ひなちゃんタクシーについては一般タクシーの料金改定と合わせて利用料金を改定、200円の値上げを行っております。その結果、乗合タクシーについては8,000人の増加、ひなちゃんタクシーについては約8,000件の減少、人数にすると1万人程度になりますが、そういった結果、予測をしておりますので、順調に乗合タクシーへの移行が進んでいると捉えております。

タクシー会社から問題点等という報告を幾つか紹介しますと、ひなちゃんタクシーについては一般タクシーの利用とほぼ同じですので、問題というのはほとんどないのですけれども、始めた当初は利用のルールを守らない方もいて、幾つか相談はありました。乗合タクシーについては、ドライバーの休憩場所に困っていると聞いております。というのは、専用車両による運行ですので、例えばコンビニ等で休憩しているとちょっと苦情が入ったりというようなことがありますので、なるべく公共施設を利用して休憩してもらうように話しております。あとは、乗り合いの状況としては、指定した時間にいないという状況が最近増えてきておりました、忘れているのか、キャンセルをしていないのかというところなのですけれども、予約が今大変取りづらい状況の中で運行が無駄になる場合がございますので、対策が必要ではというような意見もいただいております。利用者からについては、市民の利用が多い石井クリニック、行田市、ほぼ鴻巣の行政境にあるのですけれども、そこが行けるようにしてほしいという要望が強くありましたので、行田市とも協議を進めた中、隣接する薬局も含めて共通乗降場に4月から追加することとしております。

（藤村）再質なのですけれども、200円値上がりしたということなのですけれども、それについては利用者さんから何か声出ておりますでしょうか。

（市民生活部副部長）これは自治振興課のほうに本当数件、4月始めた当初に話がありましたけれども、運行事業者にも確認したのですけれども、特に苦情等はないということです。

（藤村）続きまして、143ページ、これは市民課になります。マイナンバーカード交付事業について伺います。

予算額が3,284万9,000円が計上されております。事業の概要といたしましては、カードの保有率向上のために継続的に出張申請サポートを実施することとなっておりますが、その出張先としては個人宅や高齢者、障がい者施設など、全ての個人、団体が対象となっていると理解してよろしいのか伺います。

(市民課長) 出張先につきましては、市内であれば特に限定はありません。

以上です。

(藤村) 再質させていただきます。

その出張申請の実績について伺います。

(市民課長) 令和6年度の2月末時点での実績ですけれども、合計で144件です。内訳が、市民センターが57、あと病院が11、あと公民館が31、商業施設が7、個人宅が31、高齢者施設が7というふうになっています。以上です。

(藤村) 再質なのですけれども、これは予約などが必要なのでしょうか、伺います。

(市民課長) 予約と伺いますか、訪問については事前の日程調整は必要になります。

以上です。

(藤村) 例えば独り暮らしですとか、認知症の方や精神疾患の方いらっしゃると思うのですけれども、その方々についてはどのように対応されているのか伺います。

(市民課長) マイナンバーカードの交付につきましては、本人またはやむを得ない事情がある場合については代理人によることができますが、認知症の方とか精神疾患の方につきましては、カード申請の意思表示が不十分であるということが考えられます。本人または同伴する親族等の方に十分説明をした上で本人の意思確認を行っています。その結果、意思表示が困難であると判断された場合については、ご自身でのカードの管理が困難であるというふうに考えられますので、本人に直接交付は難しいというふうに判断をしております。

以上です。

(藤村) 続きまして、145ページ、市民課、マルチコピー機事業について伺います。

予算額が390万3,000円が計上されております。既にコンビニや市役所新館1階にも設置されておりますが、令和7年度には市民活動センターへ

設置される予定ですが、その経緯と、今までコンビニや市役所などで利用された方から例えば操作が難しいなどの声があったのか伺います。

（市民課長）昨年夏に庁内で令和7年度の予算編成に向けた事業の課題などについて検討する機会がありました。その中で、市民サービスコーナーの業務についても対象となりました。その後の検討の中で、証明書交付業務については、マイナンバーカードの保有率とか、コンビニ交付での取得できる証明書の割合がかなり高いということ、あとは利用日とか利用時間、それもマルチコピー機を置くことによって長い時間使えますので、そこら辺で市民サービスの向上、あるいは業務の効率化とかつながらるという判断をしましたので、その結果、マルチコピー機を市民活動センターに置くというふうになっております。

以上です。

（藤村）再質なのですけれども、6年4月から12月まででコンビニ店舗での証明書発行部が2万2,420部、市役所マルチコピー機での証明発行部数が2,896部で、証明書交付に占めるコンビニ等交付部数は30.6%でありましたが、その数字を本市としてはどのように捉えているのか伺います。

（市民課長）先ほどの操作が難しいという声があったかどうかということ、ちょっとそこを答えていなかったのも、そこも含めて回答いたします。

直接の声というよりも、機械の前に立ち止まって操作に戸惑っているような様子うかがえるような人もおられます。その場合は、職員とか総合窓口の案内の方が声がけをして操作案内をしているのが実情です。

あと、コンビニの交付割合ということなのですけれども、こちらにつきましては、公表されている全国的な統一的な統計がありませんので、ちょっと判断はつきかねるところもあるのですけれども、他市町村のホームページ等確認した限りですと、高いところでは40%を超えているようなところも見受けられました。現状としては、さらに交付率を伸ばす余地はあると考えていますので、窓口とかで引き続きPRとかはしていきたいと考えております。

以上です。

(藤村) 続きまして、179ページ、国保年金課、後期高齢者保健衛生普及事業について伺います。

予算額が1,895万5,000円が計上されております。この事業は、後期高齢者が健康な生活を送るための事業を展開するとありますが、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の基本方針で、健康問題を抱える高齢者に対しアウトリーチ支援を行い、必要な医療、介護サービスにつなげることや、医療専門職が介護保険の通いの場に積極的に関与し、フレイル予防に着目した支援を行い、そして地域の医療関係団体の協力を得て事業全体に対する助言や指導を受けるほか、高齢者保健事業や地域支援事業への参加勧奨を行うとありますが、具体的にどのようなことをされるのか、その詳細について伺います。

(市民生活部参事兼国保年金課長) まず、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施におけるその具体的な内容についてですが、1つ目としてフレイル状態や口腔衛生にリスクがある高齢者を健康診査の情報などから特定し、栄養、口腔、服薬に係る情報提供や相談指導を行っております。2つ目として、介護予防事業における通いの場に保健師や管理栄養士を派遣し、フレイル予防などの健康教育を実施しております。

(藤村) 7年度から新規事業として管理栄養士による低栄養に係る相談指導や歯科衛生による口腔に関わる相談指導を民間事業へ委託し、市職員と併用して行うようですが、民間事業者に委託することとなった背景は、そして民間事業者に委託することにその効果、評価についてどのようにお考えなのか伺います。

(市民生活部参事兼国保年金課長) 民間事業者にも委託することになった背景ですが、フレイル状態にある高齢者や健康状態が不明な高齢者に対し、市の専門職が個別対面方式の保健指導を行ってきましたが、人的資源の制約が課題でありまして、例えば対象者の方と日程的な都合が合わないという事例もあることから、民間事業者への委託を導入することとしたものです。

また、その効果、評価などについてでございますが、実働可能な人員数を確保することにより日程調整などに余裕ができるものと考えていま

す。結果的に保健指導の件数が増えるだろうというふうに見込んでおりますので、まずは実施件数を評価していくというふうを考えております。以上です。

（藤村）続きまして、237ページ、コウノトリの里づくり事業について伺います。

この事業は、コウノトリとの共生による人にも生きものにもやさしいコウノトリの里鴻巣の実現を目指し、自然環境を保全、再生する取組を行うことであり、予算額781万5,000円が計上されておりますが、本年度においては具体的にどのように自然を保全、再生されたのか、その詳細について伺います。

（環境課副参事兼コウノトリ野生復帰センター所長）本年度での自然再生事業としましては、川里中央公園予定地の環境課で管理している湿地再生事業時の除草作業に加え、有識者の意見を反映させた一部掘削等を実施しております。これは、魚道等の掘削等も含めます。また、生きものにやさしい自然環境づくり補助金により田んぼの湛水管理を実施し、除草剤等の農薬を使用せず湛水管理をすることで生息できる動植物が増えるため、慣行農法で実施する田んぼと比べ動植物の多様性に効果がある田んぼの湛水管理を農家の協力を得て実施しております。また、そのほか、間接的にはなるのですけれども、減農薬、減化学肥料で栽培されたこうのとり伝説米を学校給食等で活用することにより、こうのとり伝説米の需要を増やし、多くの生き物が生息するコウノトリの餌場となる農地を増やす目的での取組を行っております。

以上です。

（藤村）続きまして、239ページ、これコウノトリ飼育施設管理運営事業なのですけれども、昨日の執行部からの説明で分かりましたので、飛ばさせていただきます。

続きまして、環境課なのですけれども、環境課のエコな住環境づくり事業の住宅用エネルギー設備設置補助金について伺います。この事業は、ゼロカーボンシティの実現を目指し、自らが居住する住宅に省エネルギー設備を新たに設置する方に対して設置費用の一部を補助する事業であ

り、予算額が200万円を計上しておりますが、その根拠としてどのような設備でどの程度の数量を見込んでいるのか伺います。

(環境課長) まず、予算額の根拠についてでございますが、限りある市の財源を生かすために、県が補助金を交付している設備等については令和7年度から対象外とした上で、過去の交付実績を参考に積算しております。対象設備につきましては、まず家庭用燃料電池、エネファームと呼ばれているものです。それから、太陽熱利用システム、次に蓄電システム、それから蓄電システムと太陽光発電設備のセット、こちらの4種類となっております。また、対象数量につきましては、直近の実績から約20件を想定しております。

以上です。

(藤村) 暫時休憩よろしいですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時43分)



(開議 午前10時44分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(藤村) 続きまして、279ページ、商工観光課、コスモスフェスティバル開催事業について伺います。

令和7年度では、花のまち鴻巣のPRと合併20周年を記念して会場内にフォトスポットを設置するほか、吹上駅から会場までの無料シャトルバスの運行やコスモスの摘み取りなどを実施するようですが、コスモスフェスティバルを通じて地域の観光促進や経済活性化にどのような効果を期待しているのか、まずは伺います。

(商工観光課副参事) コスモスフェスティバルに期待している効果についてお答えいたします。

コスモスは吹上地域で長年親しまれてきた花ですが、イベントの開催を通しまして地域の魅力、例えば天空の里や日本一の長い水管橋、あるいは吹上地域の歴史、おいしいお店などが来場者に伝わりまして、イベント開催期以外でも足を運んでいただけるような効果を期待しております。

す。

また、魅力発信に果たしている役割とのご質問ですが、コスモスフェスティバルは、このす花まつり同様、花のまち鴻巣に代表されるイベントの一つと捉えているだけでなく、鴻巣といえば花という地域イメージの定着化に寄与されていると認識しております。イベントの主催者はあくまでも鴻巣市商工会となりますが、開催に当たってはあらゆる方々のご理解とご協力が必要となります。その点からも地域コミュニティーの結束に貢献する重要な役割を担っているイベントと理解しております。以上です。

（藤村）コスモスフェスティバル、私も楽しみにしているのですけれども、そのフェスティバル、今後どのように発展させていきたいと考えておるのでしょうか、伺います。

（商工観光課副参事）コスモスフェスティバルは、このす花まつり同様、先ほどお答えいたしました、花のまち鴻巣に代表されるイベントの一つと捉えていることから、今後におきましても主催者である鴻巣市商工会と連携を図りながら、より多くの方に来場いただいで楽しんでいただけるようなイベントとしていきたいと考えております。以上です。

（藤村）続きまして、川里支所、これは参考にお聞きしたいのですけれども、川里もかわさとフェスティバルというのを年に1回やられておまして、非常に楽しみにしておるのですけれども、参考にフェスティバル、今後どのように発展させていきたいと考えておるのか伺いたいと思います。

（川里支所副支所長（課長級））お答えいたします。

かわさとフェスティバルは、多くの市民の参加により、住民相互の交流を図るとともに、市内外に鴻巣市のPRを行っています。令和6年度は、市制施行70周年記念事業として、フラワータワー、フォトスポットの設置や観光大使のさくまひでき氏のステージショー、さいたま水族館による移動水族館や埼玉土建行田羽生支部による上棟式のデモンストレーションなどを行いました。また、関東工業自動車大学のパンカー展示に

伴いパンの販売や、フラワータワーの花をチャリティー配布し、能登半島大雨災害に対して義援金を寄附いたしました。令和7年度につきましては、合併20周年を記念して、川里地域を中心とした合併前後の今昔の写真パネルと地域のイベントや行事の古い写真パネルを作成し会場に展示し、郷土愛の醸成及び市民の交流促進を図り、地域の魅力を発信していければと考えております。今後の展開といたしましては、実行委員会の中で来年もまた来たくなるような企画の検討をお願いしてまいります。

以上です。

（藤村）最後にします。最後、予算参考資料の15ページなのですがけれども、商工課、このす空・花クーポン券2025事業について伺います。この事業は、エネルギー、食料品などの物価高騰の影響を受けている市民や燃料費等の高騰により大きな影響を受けている市内小規模事業者への支援や、地域経済活性化を目的としてクーポン券を発行するものであり、予算額が9,452万7,000円であります。昨年このす空・花クーポン券2024事業では、500円ごとに300円の補助がありました。実績では、6月から9月までで換金枚数32万1,225枚、換金金額9,636万7,500円、換金率が64.2%でした。2025年事業ではどの程度を見込んでいるのか、また2025年事業ですと500円ごとに400円の補助があり、昨年より100円多くなっておりますが、昨年の換金金額より今回の予算額が少ないのは6年度の繰越金を活用することだと考えますが、それに対して市民や事業者へ配布する枚数の調整等があるのか、そしてそれによる影響があるのか伺います。

（商工観光課長）こちらのこのす空・花クーポン券事業でございますが、経済効果は、使用券の使用枚数を見込んだところ、約1億円と見込んでおります。

また、前回よりも予算額から比べて低いことについては、前回、空・花クーポン券2024事業の場合は、配布回数が2回となっております。今回は1回となっているところでございます。なお、1回当たりの配布枚数は前回と同様の数を見込んでおります。また、1回当たりの補助率

を前回より100円上げ400円とし、使用期間も前回より1か月多い3か月といたしましたことにより、前回よりも使用率の向上を目指しているところでございます。予算の減少の影響は最小限であると考えております。以上でございます。

（大塚）それでは、時計を見ながら、確認をしながら進めてまいります。昨年の同時期にはメモリアル70について伺いました。今回は1市2町の合併を迎えること20年ということでありますので、20周年の記念もしくは冠等、これに関連する事業があるかないかについて伺いたいと思います。なお、答弁の内容があまりボリュームがあると時間が足りませんので、恐れ入りますが、まず事業名、それから開催の予定している期日、また会場等、主な部分についてそれぞれ伺います。

（自治振興課長）それでは、事業名、開始時期、会場の順番でお答えします。

まず、自治振興課ですけれども、親子交流フェス、これが令和7年10月を予定しております、市民活動センターとなります。次に、鴻巣学、これが令和7年10月から令和8年3月を予定しております、こちらも市民活動センター。次に、フラワー号運賃無料運行、これは令和7年10月18日土曜日及び19日日曜日を考えております。これは市内全域になります。次に、さいたまビエンナーレリスタート、これは令和7年11月を予定しております、市民活動センター。なお、このビエンナーレというのは2年に1回開かれる美術展覧会のこととなります。次に、防犯講習会、こちらは令和7年12月下旬を予定しております、クレアこうのす。最後に、こどものまち、令和8年2月から3月、こちらも市民活動センターを予定しております。

以上です。

（商工観光課長）続きまして、商工観光課よりお答えさせていただきます。

まず、事業名、第24回花のオアシスフェアチューリップまつり、期日につきましては令和7年4月の5、6日となっております。場所は、花のオアシスでございます。次に、第15回こうのす花まつり、期間について

は令和7年5月10日から18日の予定でございます。場所については、馬室、吹上、川里会場等々となっております。続きまして、こうのす空・花クーポン券事業でございますが、予定といたしましては令和7年7月1日から9月30日までの使用期間としております。会場というか、市内全域で使えるクーポン券となります。続きまして、鴻巣夏まつり、こちらは令和7年7月12日から14日を予定しております。場所につきましては、旧中山道上から人形を予定しております。続きまして、吹上夏まつり、こちらの期間が令和7年7月19日から20日、こちらは旧中山道の筑波交差点から吹上神社を予定しております。続きまして、第22回こうのす花火大会、開催予定日としては令和7年10月の中旬、場所については糠田グラウンドを予定しているとのことです。続きまして、鴻巣市おおとりまつり、こちら令和7年10月17日から19日、場所については旧中山道、人形から加須上の交差点までを予定しております。続きまして、産業祭、開催時期につきましては令和7年11月中旬、場所につきましては鴻巣市立総合体育館を予定しております。続きまして、第27回コスモスフェスティバル、こちらは令和7年10月の下旬を予定しております。場所につきましては、コスモスアリーナ吹上周辺となっております。続きまして、鴻巣びっくりひな祭り2026、こちらは期間といたしましては令和8年2月中旬から3月上旬を予定しております。場所につきましては、エルミこうのすほかでございます。続きまして、鴻巣さくらまつり、こちらにつきましては令和8年3月下旬を予定しております。場所といたしましては、鴻巣公園、鎌塚イベント公園、あかぎ公園を予定しております。

以上です。

（川里支所副支所長（課長級））かわさとフェスティバルについては、川里支所よりお答えいたします。

かわさとフェスティバル2025は、令和7年11月9日の日曜日に川里中央公園及び川里農業研修センターにおいて開催する予定です。

以上です。

（大塚）かなり先の話も含めて予定が何となく見えてまいりました。多

分昨年もこんな指摘をしたかと思うのですが、まず普通であれば、20年という、昔でいう一人前の大人の年齢になるはずですが。今はちょっと年齢とか数字が変わりましたが。そこで、職員の皆さんの中で、70年ですねということで70というのを皆さん認識していただきたいということで、何か工夫をしませんかと前回提案をしました。今回20周年、20年ということで、同じように職員の皆さんの中で独自の、あるいは共有、共通でも結構なのですが、そんな努力をするというような話、あるいはイメージはあるのでしょうか。これ大きな話なので、お二人部長がいるので、どちらかでも結構なので、職員の皆さんに対して20年を迎えるということを意識づけを今後されていくのか、あるいはもう既にされているのか、その点はいかがでしょうか。

(市民生活部長) 合併20周年ということなので、当然我々も鴻巣市職員、そして吹上職員、川里職員としてこういった場にいます。それを市民に対してという形ではなくて、それぞれの親交の中で認識をして、チームを組んで、一体だという認識は必要だと思います。これを職員間で共有する方法については、20年たっていますと、我々はもう20年ということになりますけれども、それ以後採用されている20年分の職員いますので、こういう方の認識とちょっと違いがあるのかなというのも実際感じます。基本的には、20周年、職員のという話だけでなく、今回、3自治体が合併したという認識を持ってこれらの、例えば自治振興課で取り扱うものであれば、それぞれの開催される中で市としてやっぱり取り組んでいくというふうに考えておりますので、特段、申し訳ないのですが、職員がというよりは20周年を認識をして取り組んでいきたいというふうには市民生活部的には考えております。

以上です。

(環境経済部長) それでは、環境経済部からお答えいたします。環境経済部も、先ほどご説明したとおり冠事業11、それぞれ通常やっているイベントではございますけれども、その中でやはり20周年、逆に言うと恐らく吹上地域、川里地域の方のほうが合併したというイメージというか、そのところは強く残っているのかなと思われま。先ほど藤

村委員言っていただいたとおり、コスモスまつり、これ私も旧吹上町職員ですけれども、やっぱり吹上町のときは、コスモスまつりという町を挙げてのイベントということで、力を入れてやってきたりというところもございまして、環境経済部としては通常のお祭りではございますけれども、20年たったのだねということで、先ほど関根部長のほうも、職員的には結構20年たった職員が多くなってきていますので、23で入ってももう43と、中堅以上になってきて、逆に言うと合併前の職員はもう古いほうになってくるような形にもなって、職員の意識としては特に啓発というところはないかなとは思いますが、やはり地域の皆さんに対して、もう合併して20年だねというところをアピールしていきたいというふうに考えております。

以上です。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時01分)

◇  
(開議 午前11時16分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

(大塚) それでは、ページから申し上げます。奇数ページになりますが、121ページ、自治振興課、交通安全啓発事業についてであります。

前任者の質疑の中で分かったこととしては、今回ヘルメットの購入補助が金額で400万円減ってはいますが、これは令和6年度の実績に基づいてということでありました。ただ、金額が減っているということになると、本来の目的であるヘルメットをかぶりましょう、装着しましょうということがしっかりと推進できるのかというのがちょっと疑問であります。改めてヘルメット装着については推進をしていくということによろしいか、まずこの点を伺います。

(自治振興課長) お答えいたします。

この予算のほうは令和6年度の実績を考慮して600万円から200万と減りましたが、まだ着用している人が少ない状況でございます。これまでの

データ等を活用しながら、効果的に推進、周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

（大塚）さきの質問でも一部触れられておりましたが、自転車搭乗時ヘルメットをかぶっているか否かによって負傷の度合いが違うと。私が調べた埼玉県のデータで申し上げますと、約4年間、2018年から2022年までの4年間で自転車による死者数が155人というデータが出ております。このうちの85人の方、パーセントで55%程度の方が頭部にけがを、負傷をして死に至ってしまったというデータがあります。実際にご存じだと思いますが、翌年、2023年の4月に改正道交法がスタートをし、かぶりましょうという努力義務になっています。

そこで改めて伺いますが、事前の調査の中で、この本館、本庁舎もしくは新館に通勤されている皆さんの中でも当然自転車を利用している方がいます。数字で申し上げますと、車については503人、2輪ということでバイクを含めてであります。その登録が124人、そのうちの何割かは当然自転車になります。5階の会派室から見ていると、自転車置場のちょうどすぐ隣なので見えるのですが、職員の皆さんで自転車に乗って通勤されている方、ヘルメットをかぶっているかどうか、これは確認をされたことがあるのでしょうか。

（自治振興課長）確認といたしますか、周知を図っております。庁内の回覧のパソコンで見れるのがあるのですけれども、年に何回か職員課と連名しながら、通勤するときもヘルメットをかぶりましょう、また市民の皆様であれば、そういう形で職員に周知しております。

以上です。

（大塚）恐らく周知が足りないのではないかなと思います。職員の方で間違いなくかぶっている方というと、昨日も今日もそうなのですが、私が見ている範囲では、ざっくり30分ぐらい見ているのですけれども、始まる前の、2人です。1人の方は自治振興課の職員の方。「かぶっていますね」と言ったら、「課が課なので、ちゃんと守っています」と。人間である以上、ついうっかりはあると思うのですけれども、やはりまず

自らが姿勢を見せて、それを広く市民の皆さんに周知していく、これはとても大事なことだと思います。やっぱり課としてしっかりとそこら辺、まず自らが、それでそれを波及させていくということを今後、令和7年度において小まめにやっていく必要があると思いますが、その点はいかがでしょうか。

（自治振興課長）アドバイスありがとうございます。実際、今1階でもブースの、本庁舎1階でブースを設けたり、先ほども申しましたけれども、各イベントでブースを設けたり、チラシを配ったり、また警察と連携してスマイルメットキャンペーンとかやっておりますので、今のご指摘を肝に銘じまして、今後市職員も含めて市民の方にも周知を継続していきたいと思っております。

以上です。

（大塚）次の質問です。

129ページ、同じく自治振興課、友好姉妹都市事業であります。この事業の単体でいきますと、予算計上が昨年の1万5,000円から増額になっていますが、事前の説明の中で最終的には2つの事業を統合したというふうな説明でありました。

ここで改めて伺いますが、里山ふれあい交流促進事業とありますが、この内容について伺います。

（自治振興課長）お答えいたします。

里山ふれあい交流促進事業補助金としまして、金山町の宿泊施設を利用した市民の方に宿泊費の一部を補助し、交流の促進を図っております。補助額は、1泊につき大人1人2,000円、小学生1人1,500円、幼児1人1,000円で、年度当たり1人2回、2泊を限度としております。

以上です。

（大塚）内容は理解をいたしました。

1つ気になることがありまして、友好姉妹都市を事業として上げていて、現在友好都市としては福島県の金山町だけですよね。さらに予算を、僅かですけれども、2つの事業を足して金額的には減っているということになりますので、今後において鴻巣市として友好都市を探し出して増や

していこうというのがこの予算書では見えてこないのです。今後の友好都市の在り方、あるいはその研究も含めて何か考え、手だてがあるのかを伺います。

（自治振興課長）令和6年度までの友好姉妹都市事業には、群馬県の沼田市との交流を模索しておりまして、沼田市のイベントに参加する旅費、有料道路等の使用料を計上してございましたけれども、姉妹都市というよりも観光交流都市程度の締結を考えていくことが現実であると考えてから、令和7年度は沼田市に係る予算は計上せず、金山町友好交流事業を統合した次第でございますが、今後の友好都市のことにつきましては状況を見ながら検討していきたいと考えております。

以上です。

（大塚）次の質問です。

145ページ、市民課、コンビニ交付事業であります。事前の説明の中で、今回は新たにシステムを導入するという内容でありました。システムということになると、いわゆる単年度のことなのか、今後においても多少の経費、システム改修に係る経費がかかり続けるのか、この点はいかがでしょうか。

（市民課長）先ほど古山委員のほうからの質問にもあったのですがけれども、これはあくまでもコンビニ交付システムを新たにすることではなくて、住民基本台帳システムとか税務のシステムが標準化されることに伴う、連携していますので、そのための費用ということで計上してあります。要は今年度限りという位置づけになります。7年度限りということになります。

以上です。

（大塚）分かりました。

続きまして、241ページ、環境課、エコな住環境づくり事業であります。これも残念ながら300万円減となっておりますが、説明の中で県の指定分を除いたというふうに理解をしておりますが、その金額イコール300万という理解でよろしいでしょうか。

（環境課長）お答えします。

おっしゃるとおり、県の補助金の対象となっている部分を除いたところ、今回の200万という算定になっております。

以上です。

（大塚）今後において、この住環境づくり事業については当然市民の皆さんに広く知らせることが本来重要だと感じています。令和6年度までの間、あるいは令和7年度に向けて、市民への周知についてはどんなスケジュールで、あるいはどんな思いでやられているか、その内容についてはいかがでしょうか。

（環境課長）お答えします。

周知につきましては、4月、こちらにホームページ等、あるいは広報等を使って市民の皆様には周知はしてまいります。今回県の補助金の対象となっているものを抜かした背景としましては、県がやっているものを除く残りの市の対象分、こちらについて、特化してといいますか、よりその市民の方の対象を、その残りの県の補助しているものではないもので使っていただくという趣旨で今回県の補助金が交付されている対象物については除いた経緯がございます。

以上です。

（大塚）この事業について広く直接市民の皆さんに呼びかけをして説明会を開くとか、それについては過去にやったことがあるのでしょうか。あるいは、令和7年度はどうでしょう。

（環境課長）今のところ、説明会を開くということは検討はしてございませんで、また過去に説明会等を開いたということについては、申し訳ありません、今把握しておりません。

以上です。

（大塚）次の質問に参ります。

259ページ以降になります。農業委員会の農業委員会運営事業であります。冒頭伺いたいのは、農業委員もしくは最適化推進委員も含めてですが、あるいは農業委員会として、本来の大きな目的は農地の保全と農業の振興というふうに私は理解をしておりますが、それでよろしいでしょうか。

（農業委員会事務局長（課長級））お答えします。

大塚委員のおっしゃるとおりの内容となります。

以上です。

（大塚）そうしますと、ここ数年来、予算書もそうですし、決算状況もそうなのですが、従来やっていた農業委員独自の宿泊研修とかが見えてこないのので、多分実施はされていないのだろうなど。改めて令和7年度を見ても、予算書の中にも見えてきません。宿泊で行くのがいいかどうかは別にして、農業委員さん自身がやっぱり新たな情報を仕入れたり、お互いに情報交換する場というのは、ゼロではないと思うのですが、なかなか難しい状況かなと感じています。

そこで、この予算書の中に、18節の中に2つ出ておりますので、それぞれ別々に伺いたいと思いますが、まず1点目は、埼玉県農業会議というものが出てきます。この農業会議というのはどんな内容なのかを伺います。

（農業委員会事務局長（課長級））お答えいたします。

埼玉県農業会議は、県知事の指定を受けて、県内市町村農業委員会の連絡調整や支援を行っている組織です。主な業務として、農業委員と農地利用最適化推進委員に対する研修会の開催や農業委員会に対する支援、農地に関する情報の収集、整理及び農地情報の提供などを行っています。県内市町村の農業委員会会長が会員となっているほか、農協や農林公社、土地改良事業団体連合会などの関係機関が会員となっております。

以上です。

（大塚）会長が会員ということになると、この会議に出るのは会長のみということになるかと思えます。そうすると、その埼玉県農業会議で示された、いわゆる出されたものについては、他の農業委員あるいは最適化推進委員の皆さんは、その中身については目にする機会というのはあるという認識でよろしいでしょうか。

（農業委員会事務局長（課長級））毎月農業委員会の定例会を行っておりますけれども、その中での報告事項として委員さんには報告をしております。

以上です。

（大塚）同じく18節の中で、今度は職員になると思いますが、職員事務研究会というのが出てきます。この内容についてお伺いいたします。

（農業委員会事務局長（課長級））お答えいたします。

埼玉県農業委員会職員事務研究会は、農業委員会組織に付与された業務を円滑に推進するため、職員相互の情報共有や連携強化をより一層推進し、農業委員会業務の適正な執行と活動の強化に資するものです。主な事業内容として、総会、理事会の開催のほか、各郡市農業委員会職員協議会との連携や新入職員を対象とした研修会などを開催しています。

以上です。

（大塚）改めて2つの会議体というか、組織について伺いますが、それらの会議の中で出されたもの、いわゆる提案等も含めて、それが鴻巣市の農業委員会に対して、これはすばらしい情報だとか、これは参考になったとか、そういうメリットを感じた部分というのは実際にあるのでしょうか。

（農業委員会事務局長（課長級））お答えいたします。

埼玉県農業会議のほうは、会長が出席している会議ですけれども、そういった情報を定例会の中で報告することで啓発につながっていると考えております。そして、職員の事務研究会のほうは、我々職員のほうが研修を受けて勉強した内容が毎月の開催される定例会の中での議案として出てまいりますので、その中で委員に報告して反映されていると考えています。

以上です。

（大塚）最後です。令和7年度の予算の中では、当然県外に向けての研修、対象者をある程度見込んだ研修は組まれていないというふうに理解をしておりますが、今後必要とあれば、従来の、もしくはまた新しい形での県外に向けての視察研修等については計画をできるのか、できないのか。あくまでも計画、見込みですから。私は、個人としてはやはり交流の場、それぞれの意見交換の場として必要かなと感じているのですが、そういったものが今後可能かどうか、その点はいかがでしょうか。

（農業委員会事務局長（課長級））お答えいたします。

まず、県外の視察研修につきましては、平成28年度に農業委員会法の改正がありました。その中で農業委員の選出方法が変更されましたけれども、鴻巣市では平成30年度から3年間はそれまでの選挙制による方法から推薦、公募により募集して、市議会の同意を得て市長が任命する方法へと制度が変わりました。この制度の改正により様々な見直しが行われた中で、県外の視察研修についても行われなくなったと認識しております。今後につきましては、農業委員の親睦という部分では、毎月の定例会の中で、まず最初に各地区審査会というのが行われていまして、その中で議案の審議とかを委員さんに行っているのですけれども、中には地区の中で議事案件がない場合ですとか少ない場合もございます。その余った時間なども活用して委員同士の情報共有を図ったり、あるいは親睦を深めてもらう時間としてもいます。さらには、農業委員会の親睦会というのが委員の中で組織されておりますので、暑気払いであったり、新年会であったり、その中で親睦を深めていただいているものと考えております。

以上です。

（大塚）最後の質問になります。

271ページ、農政課、川里地域にあります農業研修センターの管理運営事業であります。金額的には6年度予算とほぼ同額が計上されております。初めに伺いたいのは、川里村時代に建てられたものだと思いますが、建設年度、まず最初にこれを伺います。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

農業研修センターは、昭和58年5月竣工となっております。

以上です。

（大塚）その後、今現在は鴻巣市の財産として今に至っているわけですが、あの中は恐らく一番大きい部屋が集会室というのが私の認識では定数が450だったと思いますが、数でいうと市内の中で人が集まれる施設としてはクレアに次いで2番目に大きい部屋であると思います。集会室以外にも第1から第3までの会議室、調理実習室、食品加工室等々

が、それぞれ部屋によって使い方というか、目的が違うと思うのですが、まずそれぞれの部屋の利用状況についてはどうなっていますか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

各部屋の利用状況ですが、令和5年実績では、第1回会議室206件、第2会議室144件、第3会議室146件、集会室306件、和室50件、調理室30件、食品加工室33件となっております。令和4年度と比較すると増加傾向となっております。また、今年度1月末の利用実績と前年度の1月末の利用実績で比較をしますと、若干減少しているような状況となっております。

以上です。

（大塚）今それぞれの部屋の利用状況を伺いましたが、たしか今に至るまでの間、空調設備の入替えを多分しているように思います。従来はセンター方式といって、いわゆる外は1か所、中はセパレートだと思えますが、その後それぞれの部屋別にセパレートに切り替えたときがあったと思いますが、その工事をしたタイミングというのはいつ頃だったかお分かりでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

ボイラー方式で全館一括で暖めていたときから各部屋ごとに空調を入れ替えた年度に関しましては、平成22年、23年で工事のほうを行っております。

以上です。

（大塚）最後にセパレートタイプにしたのからもう結構年数たっているということが分かりました。

そこで、現実的な話として伺いたいのですが、建物である以上、経年劣化も当然ありますし、いろんなものが古くなって使えなくなってしまっているところもあるやに聞いています。私の記憶では、昨年ですか、あの大雨が降ったときに、いわゆるバケツをひっくり返したような状態の雨漏りがしたというのも、たまたまその直後に行ったものですから、シートが広く敷いてありまして、大変だなというのを感じたのですが、今現在私が伺っている範囲でいきますと、一番大きい部屋、いわゆる利用

率の一番高い部屋の集会室の空調が今使えない状態だと聞いておりますが、その点の現状をまず伺います。

（環境経済部参事兼農政課長）委員おっしゃるとおり、今現在、集会室のボイラーのほう在今年1月末に指定管理者のほうから故障ということで報告を受けております。こちらの施設につきましては老朽化が激しく、故障が幾度となく報告されている状況となっておりますが、こちらの入替えに関しましては、多額の費用がかかるということから、その都度細かな補修を実施いたしまして運用してきたというような状況となっております。

以上です。

（大塚）それぞれ利用実績の中では、ほかの部屋と比べると2ではなく300を超えているという数字でありますので、当然今後においても利用したいという団体はある程度見込める中で、空調が壊れているということになりますとその利用者の皆さんにとって当然よろしくないということになります。令和7年度、令和6年度が間もなく終わりますが、7年度に向けて予算計上はされていない。しかしながら、突発的といいながら、その修繕といいますか、入替えだと結構金額かかると思うのですけれども、そこら辺は今後、令和7年度になってからになると思いますけれども、今現状、あるいは今後においてタイムスケジュールとしてはどんな検討をされていくのか、その点はいかがでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

現在、配管の気密漏れということで報告を受けておりますので、そちらの気密試験を業務委託のほうで発注している状況でございます。そちらの結果を踏まえまして、想定している範囲、簡易的な修繕でできるものという場合に関しましては施設の管理委託業者が修繕するという形となっておりますので、早期に修繕ができるのではないかとというふうに考えております。しかしながら、その試験の結果で漏れている箇所が多数あってすぐに修繕できないという場合には、そちらの試験結果を踏まえて修繕工事の設計を行う必要があります。その設計を行った後に予算の確保という形となりますので、一定の期間が必要となるというふうに考え

ております。また、その結果によって修繕の内容が大規模なものが必要だという場合には、その施設の在り方、ボイラーをどうするのか、また空調もどうするのかというところから検討する必要があるのではないかとこのように考えております。

以上です。

（大塚）あくまでも見込みの話ではありますが、暑い夏、涼しい集会室の可能性はあるのでしょうか。

（環境経済部参事兼農政課長）こちらは今実施している委託の結果によってという形になりますが、こちらが大した補修ではないということであれば涼しい集会室が活用できるというふうには思っておりますが、その辺に関しましては試験の結果が出ての判断という形になります。

以上です。

（後藤）前任者の質問と、それに対する答弁等を踏まえて、ちょっと通告を飛ばし飛ばしで質問させていただきます。

まず、歳入の27ページ、農政課の森林環境譲与税なのですけれども、令和6年度予算1,411万より約150万減額となっている、まずこの理由について、要因について伺います。

（環境経済部参事兼農政課長）お答えいたします。

令和6年度の税制改正の大綱が閣議決定されたことによりまして、令和6年度から森林環境譲与税の譲与基準の見直しが行われたことによる減額となっております。閣議決定が令和5年の12月末にされたということから既に予算編成が終わっておりまして、令和6年度の予算には反映することができませんでした。したがって、今年度、令和6年度の森林環境譲与税は7年度予算と同様の1,411万円ということで見込まれております。

以上です。

（後藤）再質問で、まずこの譲与税の使用用途というのが、私の理解だと木材利用の促進とか、あと普及啓発等の森林整備及びその他の促進に関する費用に充てることという記載があると思うのですけれども、本市ではどのようなものに使われているのか、使用用途について伺います。

(環境経済部参事兼農政課長) 活用の内容につきましては、委員おっしゃるとおりでございまして、本市といたしましては、木材利用の促進といたしまして小中学校、保育所等の椅子や机の整備、木材を利用した備品の購入、施設の外構工事等に活用しております。  
以上です。

(後藤) 少し飛ばしまして、41ページの市民課、社会保障・税番号制度システム整備費補助金なのですが、ご説明で結構人件費が割合としては多いというところだとは思いますが、確認の意味でシステム整備の詳細について伺います。

(市民課長) この社会保障・税番号システムの整備というのは、過去もう何年もずっといろんな広範囲にわたって行われています。直近でいきますと、戸籍の情報連携とか、あとマイナンバー制度の連携とか、今回については、令和5年6月に戸籍法が改正されたので、戸籍の振り仮名の関係、こちらがメインになります。システムの整備については、もう既に5年度予算で計上しておりますが、実際整備したのは予算繰越して6年度やっていますので、システムの改修につきましてはほぼ今年度で完了になります。来年度につきましては、振り仮名の通知とかそこら辺がありますので、通知書の作成費用だとか、あと郵券料、あとは窓口の対応の人件費、そこら辺が対象になっていきます。  
以上です。

(後藤) 続いて、59ページの環境課、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金です。令和6年度より約180万円増となっているのですが、この要因、理由について伺います。

(環境課長) こちらにつきましては、公共施設などの桜に対する防除対策について予算計上したことによる増額となります。  
以上です。

(後藤)

---

(環境課長) 県の情報によりますと……すみません。失礼しました。

(環境経済部副部長) お答えいたします。

---

---

(後藤) 分かりました。では、古山委員の一般質問をしっかりと聞きたいと思います。すみません、そこまで全然把握していなかったです。すみません。私の先ほどの埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金の質問は、内容として古山委員の一般質問と内容がかぶるといことなので、そちらのほうでしっかりと聞きたいと思いますので、発言を取り消します。

(委員長) ただいまの発言の取消しの申出について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

(後藤) 歳入の最後の部分ですが、75ページ、環境課の上尾道路物件移設補償料、額としては20万ちょっとということで少額だと思います。説明を聞いたところ、上尾道路のごみ集積所の移転補償金というところだと思えるのですが、上尾道路の建設予定地は今把握をしている中で、今後こういうごみ集積所の移転費用というのはこの先も見通しとかは立たれているのか伺います。

(環境課長) 今後の見通しにつきましては、特に国からはまだ示されておられません。

以上になります。

(委員長) ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時53分)



(開議 午後1時01分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、環境経済部副部長より発言の申出がありましたので、許可をいたします。

(環境経済部副部長) それでは、貴重なお時間を頂戴いたしまして申し訳ありません。発言の訂正をお願いいたします。

先ほど後藤副委員長の質問……

(発言取消しの声あり)

(環境経済部副部長) ええ、取消しです。後藤副委員長の質問への答弁で、一般質問への関連がありますのでお答えできませんというふうに発言をしたのですけれども、その部分については取消しをお願いいたします。

以上です。

(委員長) ただいまの発言の取消しの申出について、許可することにご異議ございませんか。

(ちょっと暫時休憩での声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時02分)



(開議 午後1時04分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの発言の取消しの申出について、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、発言の取消しは許可されました。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、引き続き質疑を行います。

(後藤) 歳入、59ページ、環境課、埼玉県クビアカツヤカミキリ防除対策事業補助金なのですけれども、令和6年度予算より約180万円増加の理由、背景について伺います。

(環境経済部副部長) 本市におきましては、県の補助金を活用しながら

市内の桜などについてクビアカツヤカミキリの対策を実施しているところですが、昨年度と比較し、そういった駆除に対するものの対策費のほうが増加したことから、歳入についても増加している状況です。以上です。

（後藤）続きまして、歳出で131ページ、自治振興課、公共交通維持事業に関してなのですが、前任者の質問等々で理解はしてはいるのですが、バスロケーションシステムに関して、その利用件数の公表については、市民に公表するかどうかというのは今後検討するということだったので、私個人的にはこれ公表すべきだと思うのですが、公表する、しない、迷われる理由について何か背景があれば伺いたいです。

（市民生活部副部長）バスの利用件数についてということによろしいですか。利用件数の公表については、ただ数字だけを掲載してもなかなか市民の方、また利用者の方に興味を持ってもらえないと思いますので、これまでもホームページのほうで地域公共交通会議の資料として、こちら利用者数とか運行経費とか収支率なんかも資料として掲載しているのですが、こちらは恐らく自治体の交通担当者ぐらいしか見ていないと思うのですが、そういったものを市民向けに分かりやすく載せるとか、あとは例えば総合振興計画のほうでは、利便性の高い公共交通の確保という施策の中で、指標として市の運営補助の公共交通における市民1人当たりの市負担額ということで指標にしております。そういった市民1人当たりこれだけ費用がかかっていると、そういった視点も加えたりとか、工夫をして掲載したいなと思っておりますので、掲載する方向では考えているのですが、掲載に当たっては、やっぱりその見せ方、いかに興味を持ってもらって見てもらう、利用してもらってその利用促進につなげていくと、そういった目的もはっきりさせながら掲載のほうを行っていきたいと思っておりますので、検討はするのですが、見せ方についてしっかりと検討した上で実施したいと思っております。

（後藤）続いて、143ページ、市民課のマイナンバーカード交付事業につ

いてです。予算の増加の理由というのは、人件費が上がったというところで理解はできたのですけれども、この時期ぐらいからマイナンバーカードの更新をされる方というのは多分すごく増えてくると思います。私も2週間前に更新しに行ったのですけれども、知り合いでも何人か、そういった人はがき来ていたけれども更新していなかったみたいな方がいらっしゃっていて、更新せずに失効してしまった方へのその後のフォローとか、あとそもそも未更新にならないような注意喚起とかというのはどういった取組をされているのかを伺います。

（市民課長）今、更新対象者の方にはJ-LISのほうから約3か月前ぐらいに更新のお知らせが来ているのですけれども、基本はそれでお願いしているところなので、その後のフォローにつきましては具体的には特にやってはいないのですけれども、保有率の推移とかを見ながら、引き続き保有率を上げていかななくてはならないので、具体的にちょっと数字等は把握していないのですけれども、課題かなと思っていますので、それは検討課題ということで考えていきたいと思っています。

以上です。

（後藤）続いて、259ページ、商工観光課の勤労者福利厚生支援事業なのですけれども、令和6年度予算から見て約2,000万円と結構大幅な減額になっているかと思っています。こちらについて、主な理由等あれば伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

こちらの減の理由につきましては、勤労者住宅資金融資制度ですけれども、こちらの利用が令和2年度以降利用がなく、その後の利用状況も鑑み、7年度につきましてはその預託金を2,000万減額したことが理由でございます。

以上でございます。

（後藤）続いて、267ページ、道の駅整備プロジェクト、道の駅整備事業で、直売農産物生産拡大体制整備支援補助金の説明はよく理解はできたのですけれども、以前たしか市民環境で越前の道の駅に視察に行ったときに、そこの担当の方が冬場の農産物をいかに確保するかというのが何かめっちゃくちゃ苦労しているみたいな話をされていたので、それに関連

して、農産物の拡充についてこのお金を使っていくということだと思  
うのですけれども、冬期、冬場の農産物販売に関しての何か策とか対策等  
あれば伺いたいと思います。

（環境経済部参事兼道の駅整備プロジェクト課長）では、お答えいたし  
ます。

冬場の端境期というか、そのときの農産物の販売についてということな  
のですけれども、この補助金につきましても、対象施設、資材としてビ  
ニールハウスやトンネル栽培用の資材等も対象となっていますので、そ  
の辺を活用して冬場の野菜の栽培に利用いただければと考えておりま  
す。

以上です。

（後藤）続いて、275ページの商工観光課、工業活性化事業で、説明の中  
で企業誘致奨励金とか、ひな人形協会の活動助成とかというご説明があ  
って、ちょっと聞き取れはしなかったのですけれども、令和7年度は企  
業誘致奨励金がないみたいなお話をされていて、実際令和6年度の予算  
から1,000万近く減額になっていると思うのですけれども、この減額分と  
いうのは説明のあった企業誘致奨励金がないというのが、それが理由な  
のかというのを確認したいです。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

委員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

（後藤）この金額1,000万って結構大きい金額かなと思っておりまして、  
本市として市外から企業を誘致するという取組の中でこの1,000万とい  
う金額がどれぐらいの影響を与えるのかというところを伺います。

（商工観光課長）申し訳ございません。質問をもう一度お願いします。

（後藤）企業誘致奨励金が1,000万近くなくなるというところで、本市と  
して市外から市内のほうに企業を誘致していくという取組の中でこの減  
額というのがどのぐらい影響を与えるのかというところを伺います。

（商工観光課長）お答えさせていただきます。

やはり新規で企業が進出しないということは、鴻巣市に対しても大きな

影響を与えるところでございますが、未来に向かっては、8年度以降、箕田産業団地の3社、あとは今のところ情報として上会下に1社進出すると。あとは、工場の拡張というのが1件あるということで伺っておりますので、そういった形で今後も企業誘致をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

(後藤) 続いて、321ページ、危機管理課の災害支援体制整備事業です。前任者からの質問もあって大体理解はできたのですが、予算書を見ていただくと需用費の中の消耗品費というのが結構大きな金額になっていて、逆に一番下の備品購入費、防災用備品の金額よりかなり多いなという印象で、ちょっと確認なのですが、需用費の中の消耗品費と備品購入費の防災用備品というのは何が違うのかというところをまず伺いたいです。

(参事兼危機管理課長) 消耗品は、主には期限付のものになります。例えばですが、食料品であったり、紙おむつであったり、生理用品であったり、保存年限が明確にないものでもあるのですが、ある程度一定の期間を過ぎますと新しいものに交換するものは消耗品としております。また、防災用備品のほうにつきましては、例えばですが、ラップ式トイレであったり、発電機だったりしたものは、こちらは防災用備品として備品購入費で計上しております。

以上です。

(後藤) 今回は何か新たに段ボールベッドのほうも購入するというような説明をされていたと思うのですが、この段ボールベッドの単価とか、あとどのぐらい備蓄をする予定なのか、あとはその段ボールベッド、なかなか私も使ったことないので、なじみがないものなのですが、例えば1回使ったらまた捨てて新しいのを買わなければいけないのかとか、何日間ぐらいもつのかとか、ちょっとその辺りの何か特徴みたいのがあればご説明いただければと思います。

(参事兼危機管理課長) 段ボールベッドもいろいろなタイプがございます。今回購入するものは、国の交付金を活用する形で段ボールベッドの

業界が指定しているものを購入する予定になっております。こちら単価が9,350円、購入台数は370台を予定しております。実際、段ボールベッドなのですが、私が184センチ、100キロぐらいあるのですが、私が乗っても大丈夫です。ただ、やはり紙なので、長い年月というか、1週間ぐらいですか、そのぐらいたつとお尻の辺りがへこみが出てきます。ただ、強度、それから運用等に関しては大きな支障がないのが現状です。実際段ボールベッドに何らかのマットなり毛布とか布団を敷いていかないと、毎日というところではかなり厳しいものがあるかと考えております。以上です。

（後藤）続いて、321ページ、危機管理課の防災訓練事業に関して、事業の説明はよく分かったのですがけれども、令和6年度予算と比較すると450万円程度増加をしているこの理由について伺います。

（参事兼危機管理課長）金額の主なもの、会場設営費になります。放送器具、それからテント、椅子、机等の訓練会場の資機材が主な、設営等の費用が主なものとなっております。

以上です。

（後藤）続いて、323ページの危機管理課、防災意識向上事業に関してなのですがけれども、ご説明の中で水害ハザードマップを何か一部箇所を修正してまた増刷をするというお話があったと思うのですがけれども、その修正箇所の詳細について伺えればと思います。

（参事兼危機管理課長）修正箇所、細かいところは、例えばですが、施設の名称が変わったとか、そういったものはございますが、一番大きいところは避難勧告と避難指示が一つになりましたので、避難指示という名称になりましたので、そこが大きく変わっております。そちらのところを修正するものが主なものとなっております。

以上です。

（後藤）最後なのですがけれども、同じく323ページ、危機管理課の家具転倒防止器具等設置促進事業なのですがけれども、今回新たに住宅用火災警報器も対象になるということで、ここら辺ネットとかで要項を見ると、それほど対象品目に関しての縛りがあってなさそうな印象を受けたので

すけれども、今後新たに何か対象品目を広げていくみたいな考えがあるのかを伺います。

(参事兼危機管理課長) 住宅用火災警報器については、特に大きな縛りを考えてはおりません。市内の営業所、販売店等において購入、設置、修繕、そういったことであれば、中身の電池交換等も含めて対象と考えております。その他、今年度から始めております家具転倒防止器具に関しては、転倒防止、災害時の自分の身を守っていただくような器具であれば、いろいろな、例えばですが、突っ張り棒だとか粘着シート、飛散防止フィルム、そういったものも全て対象としております。そのような形で市民の方に、多くの方に使っていただくよう周知しております。以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) それでは、質疑なしと認めます。

(自治振興課長) 発言の訂正をお願いします。

2点ございます。1点目は、先ほどの藤村委員の交通安全啓発事業の中で、ヘルメット未着用による自転車事故で負傷された方の推移はという質問の中で、本来は「負傷者数は把握していません」と言うところを「死者数は把握していません」と言ってしまうので、そこを訂正をお願いします。

2点目は、議案第32号、補正予算の公共交通維持事業のところなのですが、やはり藤村委員の質問の中でガソリン代という質問がありましたけれども、フラワー号は、ディーゼルバスは軽油、EVバスは電気を使用しておりますので、ガソリンは使用していませんと訂正をお願いします。

以上です。

(何事か声あり)

(自治振興課長) すみません。ちょっと休憩をお願いします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時22分)

---

◇

(開議 午後1時27分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治振興課長) 改めまして、議案第32号の公共交通維持事業のところで藤村委員からの質問があったところで、「ガソリン代以外にも」と答えてしまいましたが、フラワー号は「ディーゼルバスは軽油、EVバスは電気代となりますが」に訂正をお願いします。失礼しました。

(委員長) 以上、ご了承願います。

なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第38号 令和7年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時29分)

---

◇

(開議 午後1時32分)

(委員長) では、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第33号 令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予

算（第4号）について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（なし）

（委員長）質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（なし）

（委員長）次に、賛成討論はありませんか。

（なし）

（委員長）討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第33号 令和6年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

（委員長）挙手全員であります。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 令和7年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

（説明省略）

（委員長）以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

（藤村）では、令和7年度国民健康保険事業特別会計当初予算案、歳入について質問させていただきます。

資料の2の1を確認してみますと、一番ここで気になるのが、私は被保険者数であると考えているのですけれども、令和6年度では2万

2,500人、令和7年度の見込みですと2万2,200人ということで、かなり減ってしまっているなというのがあるのですけれども、その被保険者数の減少の理由として、例えば人口減少ですとか、高齢者の後期高齢者医療制度への移行ですとか、あと例えば企業の社会保険加入の増加などが影響しているのかなというふうに考えているのですけれども、そういう理解でまずよろしいのか伺います。

（市民生活部参事兼国保年金課長）お答えいたします。

確定の数字ではないのですけれども、ここ1年間ということで、令和6年2月から令和7年の1月までの12か月間でどの程度、どの理由で変更、増減があったのかということを集計してみましたら、後期高齢者への加入が1,796、後期高齢者は75歳になると自動的にいきます。ただ、ある一定の障がいのある方はその年齢の前に後期高齢者になる方もいたりして、でもやっぱり保険料とかいろいろ考えてまた戻るということもありますので、離脱という言い方をするのですけれども、その方が2名。ということで、後期高齢者に加入する人の増減で1,794います。昨年10月に被用者保険の社会保険の拡大というものがまたあったのですけれども、そちらの影響もあるのかなと思ったのですが、こちらが集計した今の条件の期間におきましたら、社会保険、社保の加入と社保の離脱をやると694人、社保離脱が多い、国保に入ってきている人が多いというところありました。したがって、その他転入、転出等、出生、死亡等あるのですけれども、一番大きな要因は後期高齢者への加入ということを分析しております。

以上です。

（藤村）再質問させていただきます。

令和6年と令和7年の比較において、例えばどの年齢、今度は年齢層なのですけれども、こういった年齢層の減少が特に顕著だったのか、そのことによって今後の保険税歳入に与える影響などがあるのかどうか伺いたいと思います。

（市民生活部参事兼国保年金課長）令和6年度は、団塊の世代の方が後期高齢に移るという最後の3年だというふうな、一般的に言われており

ます。年齢構成といたしましても、令和7年の1月末現在にやりますと、国保の年齢構成としては70歳から74歳というのが1万950人というふうな数字も出ておりますので、令和6年度から令和7年度の推計に当たってどの年代区分かと言われれば、やはりその70歳以上の、特に団塊の世代でありましたら74歳の方が75歳に移行していったのだなというふうに考えております。また、保険税に与える影響……

(何事か声あり)

(市民生活部参事兼国保年金課長) 歳入ですね。歳入に与える影響ということでございますが、やはりある程度年金収入がある方が後期高齢に移行しているというふうに私たちは捉えておりますので、そうしますとその辺の所得のある方が移っているということも考えられると思っております。

以上です。

(藤村) ちょっと関連があるとは思いますが、その被保険者減少によって、例えば国民健康保険税の財政への影響といたしますか、どんなことが考えられるのかなど。

(市民生活部参事兼国保年金課長) 所得がある方が国民健康保険の被保険者でなくなるということは、すなわち保険税が少なくなるというふうな考え方になりますけれども、財政ということであれば、歳入歳出を見たときに、やはり前期高齢者の方、65歳以上の方の医療費というものはその他の年齢の方よりも高いというふうに分析しておりますので、その辺のところを考えていくと、国保の財政規模が小さくなっていくということであって、またそのような年齢構成だとかの、もしくは所得の分布だとかによっての財政的なリスクを防ぐために県単位での広域化が行われているというふうに認識しておりますので、財政規模は小さくなっていくのだろうなということと、医療費のほうの伸びというものも見えていかなければならないなというふうに考えております。

以上です。

(藤村) そうしますと、今後国保制度の維持をしないといけないということなのですかけれども、その安定化のためには本市としては具体的に

どのような対策をしているのか、そういう対策があれば伺いたいのですけれども。

（市民生活部参事兼国保年金課長）安定化というよりも、今後国民健康保険どのようにやって運営していくかというようなビジョンといいますか、そういった大きな話になるのかなと思います。年齢到達によって人が後期高齢に移るのはもう防ぎようがないわけでありまして、それぞれの所得状況についても経済状態等いろいろあると思います。私たちが考えられるのは、医療費の適正化というところはしっかり考えていかなければならないのかなと思っています。広域化の中で保険税は統一化されると。令和9年度に準統一、令和12年には完全統一といった方向性が示されている中で、税水準を下げっていくためには医療費が下がっていかなければならないのかなというふうに思います。そのためには2つ、例えば重複受診や重複他剤といった、そういった適正受診という言い方しているのですけれども、例えば夜間の救急だとかはなるべく控えるとか、本当に緊急時は行ってもらうのですけれども、タクシーのように救急車を使うようなことはしないというような形で、適正受診について啓発していくということが必要だというのが1つ。2つは、特定健診を基本とした各種保健事業といったものをしっかりと実施していくことが必要なのかなと。特定健診が始まってから保険者に被保険者の健診を義務づけられたという意義を考えますと、特定健診につきましては、そういった保険者の義務として医療費を適正化していきましようといった流れになっているのかなというふうに踏まえますので、その辺のところをしっかりと捉えて事業展開をしていきたいなと考えております。

以上です。

（藤村）続きまして、次の資料の2の2なのですけれども、ここで一番上の繰入金なのですが、一番気になったところなのですけれども、他会計繰入金（一般会計繰入金）となっているのですけれども、出産・育児一時金等繰入金以外はほぼほぼ上がっているのですけれども、背景としては例えば医療費の上昇などが影響していると考えてよろしいのか、またその他要因があるのか伺います。

(国保年金課副参事) お答えさせていただきます。

まず、一番上に書いてある保険基盤安定繰入金、こちらが被保険者数の減少にかかわらず増額した理由なのですが、こちらは世帯の所得水準が一定以下の世帯に対しまして税額を減額した額を補填してもらえる繰入金となるのですが、令和7年度もまた税率改正を行わせていただきますので、こちらの減額幅が、均等割の税額が大きくなることにより1人当たりの減額が大きくなると見込んでおりますので、増額となっております。同じくその基盤安定繰入金の……すみません。今のが保険税軽減分で、その下にある保険者支援分というものも、こちら平均保険料掛ける減額された人数によって算出されますので、こちら平均保険料も今回の令和7年度の税率改正により1人当たり保険料は上がると考えておりますので、そういった理由から、被保険者数の減少はあるのですが、増額すると見込んでおります。未就学児均等割保険税繰入金は、令和6年度の予算編成の算出途中の令和6年度の実績を基に計算させていただきました。すみません、順番に上から説明をさせてもらっているのですが、職員給与費等繰入金の増額につきましては、これは職員の給与の上昇、やはり物価高騰ということもありまして、職員の給与、人勧等の数字を反映しますと、職員課のほうから示された数字ではあるのですが、このように増額となっております。産前・産後保険税繰入金も、やはり今年度の途中までの実績を基に、来年度120万円ぐらいの減額、それとそれに伴う繰入れが可能かなと考えております。あと、出産・育児は、こちらはやはり出産の件数が減っているということを実績を加味しまして、逆に減額させていただきますして、6番の財政安定化支援事業繰入金、こちらは低所得者や高齢者が多いなどのその市町村の状況に応じて県から指定額を決定されるものでありまして、こちらにつきましては令和6年度の確定額をそのまま令和7年度当初予算額として組まさせていただきます。以上です。

以上です。

(藤村) その中で気になるのが、出産・育児一時金等繰入金が毎年のように減ってはいるのですけれども、先ほどのご答弁ですと出産する方が

少なくなっているということなのですからけれども、令和7年度の1,333万3,000円の根拠というのはどういったものなのでしょう。

(市民生活部参事兼国保年金課長) 出産・育児一時金の繰入金につきましては、出産費の満額繰り入れるのではなくて、国から満額ではないので、この金額を割り返しても数字出ないのですけれども、歳出のほうの出産育児一時金というのがあるのですけれども、そちらのほうは今年度40件、一人頭50万円が上限となっておりまして、50万円掛ける40件出産の見込みがあると考えると2,000万円、その3分の2が繰り入れするというルールになっていますので、ちょっと3分の2ですので、13333になってしまっているのですけれども、このような金額の積算になっています。ちなみに、昨年度につきましては55件で予算を見ておりましたので、その部分で55から40に減るだろうというような形を見込んでの予算編成となっています。

以上です。

(藤村) 今後繰り入れ金の増加が続いていくのかなというふうには思うのですけれども、その対応策ですとか、その一般会計からの繰り入れ金の増加が市町村に、本市に与える影響というのはどのように考えておりますでしょうか。

(市民生活部参事兼国保年金課長) 一番大きなものは保険基盤安定というところになると思うのですけれども、保険基盤安定繰り入れ金のベースとなるのは、先ほどご答弁いたしましたとおり均等割です。均等割の7割、5割、2割を軽減するという低所得対策のための制度。その軽減した分を国、県及び市のほうでそれぞれの持分で繰り入れましょう、財政支援をしましょうという国民健康保険の制度に基づくものになります。したがって、この部分が増えていくということについては、1つは、先ほど話したように税率が均等割が上がっていけばその分増えるだろうねという話。もう一つは、低所得者層は国民健康保険に多くて、今の5割を超える方が7、5、2という軽減を受ける状態になっておられますので、そういったところも踏まえて考えますと、国民健康保険税を安定化させるためには、この制度でもう、法で定められている繰り入れの仕方。

市全体の財政ということになれば、当然その市の持分というものが発生しますので、そこは義務的経費として財政負担につながっていくというふうに考えられます。

以上です。

（藤村）続きまして、資料3の1の歳出なのですが、ここで気になるのが保険給付費、中でも療養諸費、それと高額療養費なのですが、令和5年度と令和6年度を比較するとかなり上がってしまっていて、逆に令和6年度と7年度を比較しますとまた逆に下がっているような感じなのですが、これってどういうことが言えるのかなと思っていて、その辺ちょっと質問させていただきます。

（市民生活部参事兼国保年金課長）まさにその予算額の推移につきましては委員のご指摘のとおりでございますが、令和6年度、今年度ですね、今年度の推計においてコロナ禍の状況を多く見過ぎていたというのが正直なところだと思います。つまりどういうことかということ、令和2年度がコロナ禍で医療費がぐんと下がって、その次の令和3年度に受診控えだった方の反動で医療費がぐっと伸びた年がございました。その後、4、5と落ち着いてきていたのですが、令和6年度当初予算を編成するときには、令和5年度中に編成しますので、令和5年度の結果が見えない中で、令和2から3の伸びの部分と令和3から4の伸びの部分といったその伸び率を見て、及び令和5年度の途中経過といった、その2つの伸び率を見て令和6年度の予算編成しました。結果、令和2年度から3年度の伸びといったものが大きかったがゆえに、少し令和6年度については過大に予算計上してしまっているような形にはなっているのかなというふうに思っております。令和7年度の推計に当たりましては、令和3から令和4の伸びと、令和4から令和5の伸び、令和6年度の途中経過といったものを加味してやっていますので、そのいたずらしてしまった2年から3年の伸びといったものを切り捨てて計算しておりますので、このような結果になっているということでございます。

（委員長）ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時10分）



(開議 午後2時17分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き質疑を行います。

(藤村) それでは、また引き続き資料3の1なのですが、中の左側の左下の保険事業費の中の保健衛生普及費について伺います。

この事業は、国保被保険者が健康な生活を送れるように各種事業を展開することですが、その中の一つとして栄養総合管理アプリを利用した個別栄養指導、予算額だと10万6,000円が計上されていますが、6年の現在までの対象数と実績及び7年度の対象数と実績、目標がありましたら伺います。

(市民生活部参事兼国保年金課長) こちらの栄養総合管理アプリにつきましては、令和6年度の当初予算では6名分行うということで3万2,000円を計上しておりまして、現在のところ2名の利用となっております。令和7年度の当初予算では、20名分、10万6,000円を計上していますので、20名の利用を目標としております。

以上です。

(藤村) 再質問させていただきます。

6名予定していて2名というのはどうなのかなという感じはあるのですが、けれども、もう少し増えていただけたらなという気持ちはあるのですが、2名というのはもうちょっと増えなかったかなというふうに思うのですが、何か理由とか、そういう原因とかがあるのでしょうか、伺います。

(市民生活部参事兼国保年金課長) 令和6年度は、令和6年4月から8月までに特定健康診査または人間ドックを受診した方、特定健診は6月からですので、6月から8月までというのが実質になりますが、そのうち血圧の有所見者、これ188名いたのですが、その方に健康相談の案内を通知して、そのうち健康相談、こちら保健センターが行っている事業なのですが、けれども、予約を入れて健康相談を受けるという事業ですが、この健康相談を行った15名、申込みのあった15名の方に当アプリの利用を

働きかけた結果、2名の申込みとなっております。

以上です。

(藤村) その栄養総合管理アプリについてなのですが、例えばそのアプリの使い方が難しいとか、そういうので利用しないという方もいらっしゃるのか伺います。

(市民生活部参事兼国保年金課長) このアプリの事業、使い方につきましては、先ほど申し上げたとおり、何かの疾病の有所見者に対して市の医療専門職の者が直接保健指導をするツールとして導入しております。したがって、位置づけとしてはハイリスクアプローチという位置づけでありまして、フリーソフトと申しますか、ただでダウンロードできるような世の中にアプリいっぱいあるのですけれども、そのようなアプリとして自由に使ってくださいというものではなくて、具体的には管理栄養士なのですけれども、管理栄養士が有所見者の方に対して栄養指導なりをするためのツールとして導入しておりますので、こちらの管理栄養士のマンパワーの問題もありますが、有所見者に対して適切に指導するというツールとしての導入という位置づけで考えております。

以上です。

(藤村) 再質問いたします。

2名の方が令和6年されているということなのですが、その2名の方が個別に指導を受けた効果については例えばどんなような例があるのか伺います。

(市民生活部参事兼国保年金課長) 現在2名の方にご利用いただいている中で、市の管理栄養士とのやり取りを通じて、利用者が不安だったり疑問に思う点の解消につながったのだなというふうに思っています。例えば、もう既に有所見者、血圧の有所見者ですので、一例を挙げますと、甘いものがもうちょっと食べたいのだけれども、どうしたらいいかなという相談、具体的にあって、別の食べ物をこういう形で切り替えるとバランスがよいですよと、要するに3回に分けたらいいですよというやり取りがあったりもするので、そういった日々の食事の仕方とかについての不安、要するに有所見者の中で医療にもかかっている中で、

薬を使ったほうがいいのか、ただそこは医療行為になってしまうので先生の指示に従ってくださいというふうに、先生によく相談してみてください、医師に相談してみてくださいねというアドバイスをして、やり取り、そういった記録も残っておりますが、まさにその血圧の有所見者の方に対して管理栄養士の目線からの助言ができて、その結果その方が少しでも血圧に対しての向き合ってもらえたのかなというふうに考えております。

(藤村) この2名の方なのですけれども、年齢的には大体どの程度の年齢の方が多いのでしょうか。多いのでしょうかというか、2名しかいないのですけれども。

(市民生活部参事兼国保年金課長) 1名は65歳の男性の方、もう1名は71歳の女性の方です。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第39号 令和7年度鴻巣市国民健康保険事業特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(藤村) それでは、令和7年度後期高齢者医療特別会計当初予算案、歳入歳出について幾つか質問させていただきます。

初めに、歳入のほうなのですけれども、歳入のほうの2款1項の一般会計繰入金について伺います。一般会計繰入金について年々増加しているところがあるのですけれども、その背景としてはどのようなことが考えられるのか伺います。

(市民生活部参事兼国保年金課長) こちらの一般会計繰入金につきましては、事務費繰入金と保険基盤安定繰入金の2つに分かれます。保険基盤安定繰入金のほうの増えているものにつきましては、こちらもやはり軽減対象、保険料が上がりますと軽減対象等の金額が増えるということもあると思います。また、後期高齢者は被保険者数が増えておりますので、その辺のところも影響してくるものだというふうに考えています。事務費繰入金につきましては、こちら市の職員の人件費は組んでおりません。人件費は一般会計のほうで組んでおりますので、その辺の国保とは事情が違いますが、共通経費として広域連合のほうから示されるものの単価どおりの要求とかというところも影響ありますので、共通経費のほうが上がってきますとこちらのほうの金額も上がってくると、そういう状況が見てとれます。

以上です。

(藤村) 経費がかさむほど上がってくるとは思うのですけれども、今後上がり続けることへの対応策というのは何かありましたら伺います。

(市民生活部参事兼国保年金課長) こちらの経費が、共通経費のほうは計算の仕方が、基準日における高齢者の人口だとか、市の人口だとかというところで案分というところもございます。ですので、大本の広域連合でかかる経費というところが、例えば大規模なシステムの入替えとか

がある場合は増えるでしょうし、そういったものがないときについても広域連合のほうは各市町村に負担をかけないように精査をしてくれているというところもございます。もう一つ、市が後期高齢のために行っている事務費につきましては、これは精査に精査を重ねて金額を抑えていくという努力が必要なのかなと思っております。

保険基盤安定繰入金につきましては、これは保険料、つまり後期高齢者医療の財政を運営するために法定で軽減対象の方の負担を減らす、被保険者負担を減らす、それを法定でそれぞれの義務に応じて納めるということになりますので、ここは減少させる対策するというものではないと思いますが、事務費については広域連合及び市、連携して精査をして節約していくということが一番だと思っております。

以上です。

（藤村）そうしますと、本市に与える、財政に与える影響というのはそれほどないということによろしいですか。理解して。

（市民生活部参事兼国保年金課長）説明の中で挙げました例を申し上げますと、人事配置によって会計年度任用職員の人件費を後期高齢のほうで計上していた例がございますが、このような、実は後期高齢・年金担当という国民年金の業務も同じ担当でやっているのですけれども、その辺の人事配置で年金のほうは会計年度の職員にやってもらって、正職のほうは後期高齢でやろうといった、そういった人事配置等もございます。そういったところを考慮して工夫をしながらやっていきますので、財政的な問題は、影響は今後そんなにリスクはないというふうに考えております。

（藤村）続きまして、歳出のほうで幾つか質問させていただきます。

1款2目徴収費についてなのですが、徴収費、7年度予算が753万5,000円と、令和6年と5年比較するとかなり、134.7%上がっているのですが、それは徴収事務に係る事務費等が増加しているということで、これは滞納者がいて徴収事務が増えたということで理解してよろしいのか伺います。

（市民生活部参事兼国保年金課長）こちらの徴収事務が増えた大きな理

由なのですけれども、委託料で1つ増えておりますのが、これすみません、予算書のほうで科目が出ているのですけれども、大量印刷封入封緘業務委託料といったものがございます。これは新規で計上しているのですけれども、併せましてその次に督促状兼領収書作成業務委託料、こちらは7万3,000円なのですけれども、新規のものがございます。こちらは何かと申し上げますと、国の標準システムにシステム化移行に当たりまして、市全体でやっていた例えば保険料の納付書とか、そういった決定通知等の書類といったものがホスト、ICT課のほうで一括して契約していたものが、標準化にシステムが変わるに伴って個別の業務についての経費を個別の所管課のほうで計上するということになりまして、結果、後期高齢に係る納入通知書でありますとか保険料の決定通知書とかにつきましても、ここのふうに増えているという部分があります。また、郵券料につきましても、郵便料金の増額というところも確かにあるのですけれども、もう一つは、納付額確認書というものを発行しております。これは何かというと、確定申告、還付申告というのでしょうか、税の申告をするときに、社会保険料を幾ら払ったかといったときに、1月から12月の間に幾ら払ったかというのを、後期高齢の保険料もその該当になりますので、そちらの納付額確認書というものを被保険者、保険料を納付した方に送っております。これが年金特徴の方というのは社会保険庁のほうから、年金幾ら支給して、社会保険料として後期高齢の保険料だったり介護保険料幾ら引いたよというのがある納付額確認書、送られてくると思うのですけれども、普通徴収の方、こちらについては従来口座引き落としの方だけにしか送っていなかったのです。それは何かというと、納付書の方は領収書が手元に残りますので、それが一番の証明書類になるからということだったのですが、口座引き落としの方は記帳した分しかないので、証明書を出している。ここのところ、納付書払いの中で様々な納付方法ということで、例えばペイペイで支払うだとか、そういった領収書が手元に残らないケースの支払いも増えている中で、来年度はこの部分、実はおおよそ例年だと3,500件ぐらいの予算見積りしていたのですけれども、倍の、口座振替ではない方にも送ると

ということで、7,000件ということで、そういったサービスというか、利便性を上げるために費用を増やしているといったところも影響しまして、この賦課徴収、後期高齢者医療保険料徴収事業が増えている原因になっています。

以上です。

（藤村）最後になります。

歳出のほうの徴収費が予算額753万5,000円ということなのですが、内訳を見ますと、その中の役務費の預貯金照会手数料35万1,000円があるのですが、計上されているのですが、これは納期限までに納付しない被保険者に対しての予算計上であると考えますが、その滞納者に対しての滞納整理はどのように行われているのか、まず伺います。

（市民生活部参事兼国保年金課長）後期高齢者医療の保険料につきましては、保険料の賦課、金額の確定というのは広域連合が行って、市町村が徴収をして広域連合に納めるということになっています。年金から直接納付していただく年金特徴については滞納が発生しないものというふうに捉えまして、納付書や口座振替の普通徴収においては滞納となるケースが発生します。保険料の徴収と滞納整理は、保険料ということで国保年金課で行っております。しかしながら、滞納整理につきましては、収税対策課で行っている市民税や国保税などの市税の例に準じて行っております。具体的にというところなのですが、納期限までに納付が確認できない場合は督促状を発送し、それでも納付がない場合は催告書を発送し、財産調査を行った後、滞納処分、つまり財産の差押えを行うという流れになります。

以上です。

（藤村）その滞納整理によって、例えば督促状を送るとか、ましてそれを送ったその成果ですとか、例えば徴収するに当たって滞納者に対してのいろいろと気遣いとかあるのでしょうか、気遣いですとか、逆にカスタマーハラスメントではないですが、そういうものが今まであるのか、その辺ちょっと伺います。

(市民生活部参事兼国保年金課長) 督促状を送った成果という言い方もまた難しいと思うのですけれども、例えば財産調査をした結果、その前に催告書まで送ってまだ納めていただけないということが確認できた場合については、財産の差押えを行うということでございましたが、その財産の差押えをした実績でいうと、2月末までで差押えで11件、金額にして69万1,091円の滞納処分、財産差押えのほうを行っております。カスタマーハラスメントみたいなという話でございますが、納付の相談の際には当事者の状況を把握すべく努めていると。しかしながら、後期高齢者の場合につきましては、督促状等を送っても反応がない、何で送ってきたのかという問合せもなかったり、現地に調査に行っても接触ができないというケースもありますので、そういう意味ではカスタマーハラスメントに該当するようなことは私のほうは承知しておりません。

以上です。

(委員長、休憩お願いいたしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時47分)



(開議 午後2時49分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 質疑なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第43号 令和7年度鴻巣市後期高齢者医療特別会計予算について、  
原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

これをもちまして市民環境常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては委員長に一任願  
います。

お疲れさまでした。

(閉会 午後2時51分)